

平 成 30 年

# 三重県議会定例会会議録

( 12 月 5 日 )  
( 第 29 号 )



平成30年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 29 号

○平成30年12月5日（水曜日）

---

### 議事日程（第29号）

平成30年12月5日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典

12	番	小島	智子
13	番	濱井	初男
14	番	木津	直樹
15	番	田中	祐治
16	番	野口	正生
17	番	石田	成生
18	番	彦坂	公孝
19	番	大久保	孝榮
20	番	東	豐
21	番	山内	道明
22	番	吉川	新
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	小林	正人
28	番	服部	富男
29	番	津田	健児
30	番	中嶋	年規
31	番	村林	聡
32	番	長田	隆尚
33	番	奥野	英介
34	番	今日井	智広
35	番	日沖	正信
36	番	前田	剛志
37	番	舟橋	裕幸
38	番	三谷	哲央
39	番	中村	進一

40	番	青木謙順
41	番	中森博文
43	番	前野和美
44	番	水谷隆
45	番	山本勝
46	番	山本教和
47	番	西場信行
48	番	中川正美
49	番	舘直人
(42)	番	欠番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯浅真子
書記(事務局次長)	岩崎浩也
書記(議事課長)	佐藤史紀
書記(企画法務課長)	稲垣雅美
書記(議事課課長補佐兼班長)	中村晃康
書記(議事課主幹)	松本昇
書記(議事課主査)	岡野俊之

---

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木英敬
副知事	渡邊信一郎
副知事	稲垣清文
危機管理統括監	服部浩
防災対策部長	福永和伸
戦略企画部長	西城昭二
総務部長	嶋田宜浩

医療保健部長	福井 敏人
子ども・福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	渡辺 克己
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	荒木 敏之
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員	川端 郁子
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員	戸神 範雄
人事委員会事務局長	山口 武美
選挙管理委員会委員	野田 恵子
労働委員会事務局長	永田 慎吾

---

午前10時0分開議

開 議

- 議長（前田剛志） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

- 議長（前田剛志） 日程第1、県政に対する質問を行います。  
通告がありますので、順次、発言を許します。14番 木津直樹議員。  
〔14番 木津直樹議員登壇・拍手〕
- 14番（木津直樹） おはようございます。俳聖松尾芭蕉生誕の地、忍者市選出、自由民主党県議団、木津直樹でございます。よろしくお願いたします。  
知事におかれましては、青山に来ていただいて、みえの現場“やっぱし”すごいやんかトーク東高尾ということで今、1週間ですね。ケーブルテレビで流れておりますので、ずうっと拝見しておりますのでよろしく。報告をいたしたいと思えます。  
それでは、通告に従いまして一般質問を順次進めたいと思えます。  
まず、三重県の農業政策についてを質問いたします。  
今から約5年前、平成25年12月に国が策定した、農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、新しい水田農業の政策方向が示されました。そこでは、米の生産調整や経営所得安定対策の見直しなど、米政策の改革を着実に進めるとされ、半世紀近くにわたって続けてきた米の生産調整、行政による生産数量目標の配分、いわゆる減反政策を平成30年産の作付けから廃止することとされました。今年、米政策に関して非常に大きな転機を迎えております。  
この件につきましては、地元で様々な意見がありますが、休耕田がこれ以上増えることがなければ、安定した所得が得られればということで、ある程度一致した見解が形成されつつあります。生産数量目標の配分が廃止された

ことにより、様々な需要に合ったお米、特に今、中食、外食と言われるような業務用米の需要が伸びている中で、そういったお米をきちんとつくって、市場の需要にしっかりと対応できれば、産地にとってのメリットも大きいと考えております。

そこで、まず本年度から開始された、行政による生産数量目標の配分の廃止について、改めてその目標、狙いと今年度の米の需給調整の取組状況についてお聞かせを願いたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 米政策の見直しにおける行政による生産数量目標の配分の廃止について、その狙いと今年度の取組ということで御答弁を申し上げます。

米政策につきましては、平成29年産米まで行政による生産数量目標の配分が行われてきましたが、平成30年産米からは、国が策定いたします需給見通しを踏まえつつ、生産者や団体、集荷業者が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われる姿を実現し、また生産サイド、消費者サイド双方にメリットが生ずるということを狙いといたしまして、行政による生産数量目標の配分が廃止されたというところでございます。

今年度の取組状況ということでございますが、こうした中、本県の平成30年産米については、県や農業関係団体などで構成いたします三重県農業再生協議会、こちらにおきまして、国の需給見通しから算定いたしました生産量の目安というものを、各地域農業再生協議会へ昨年12月に情報提供するとともに、生産者に対しまして円滑な生産に向けた対応について周知をしてきたというところでございます。

こうした取組の結果、本県における平成30年産米の生産量は、県再生協議会で設定いたしました生産量の目安の範囲内となる見込みとなっております。

また、全国におきましても、多くの県が需給見通しを踏まえた生産量の情報を産地や生産者に提供したということもありまして、需給バランスや販売価格に大きな混乱はない状況というふうになっております。



平成31年産米につきましても、平成30年産米と同様に、県の再生協議会から生産量の目安を各地域農業再生協議会に情報提供していくということとしております。

また、新たな需要に的確に対応していくためには、実需者のニーズにマッチした生産が重要であるということでもありますので、新たなマーケットである中食、外食など業務用途に求められる品質や価格などに対応した産地づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

今後とも、全国の需給状況や国の動きを注視しながら、生産現場が混乱することなく、新たなマーケットに対応しつつ円滑に取組が進んでいくよう、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

[14番 木津直樹議員登壇]

○14番（木津直樹） ありがとうございます。一定の答弁をいただきました。

米政策の見直しについて、とりあえず需要と生産のバランスや価格については、現状では混乱がなかったということでした。

また、消費者や中食、外食業者など市場が求める品質あるいは価格にちゃんと対応していくことによって生産者、また消費者サイド双方にメリットがあるということでしたので、私の考えともよく方向性が似て、このとおりだと思いますので安心をしたところでございます。

一方で現場の中ではまだ手探りの状態であることも事実であります。これから各県が新たなブランド米を次々に発表し、産地間競争が始まる中で、三重県の水田農業を担う農業者の経営安定を図るためには、売れる米づくりが重要であると考えます。この売れる米づくりに向けては、伊賀米コシヒカリや結びの神などの高い品質で勝負していく、あるいは中食、外食事業者などの求めるニーズにマッチした米づくりを進めていくことが必要であると思います。

そこで、三重県として売れる米づくりに今後どのように取り組んでいくかお伺いいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、売れる米づくりに向けた取組ということでお答えを申し上げます。

国の新たな米政策に対応しつつ、担い手農家の経営安定を図るためには、消費者や実需者のニーズにしっかりと対応した産地づくりが必要というふうに考えております。

三重県産のコシヒカリをはじめといたします銘柄米は、他産地に比べ出荷が早く、新米として早く流通するなど販売は好調ではあるものの、今後の産地間競争に備えるため、品質やブランド力をより一層強化するとともに、新たなマーケットである業務用途向け品種にも的確に対応していく必要があるというふうに考えております。

こうした考えのもとで、関係機関が参画いたしました、みえの米ブランド化推進会議では、県産米の認知度向上による販路開拓や消費拡大に取り組んでおります。

食味ランキング特Aの伊賀米コシヒカリについては、より高品質な米の生産に向けまして、ICT等を活用して熟練生産者の技術の見える化に取り組んでおります。

また、結びの神につきましては、品質を厳選いたしましたプレミアムな結びの神、これを用いまして、東京2020大会を契機としたラグジュアリーホテルにおける三重県フェアや、米穀事業者と連携いたしました都内有名百貨店での贈答品としての採用などに向けて、プロモーションに取り組んでいるというところでございます。

さらに、中食、外食など新たなマーケットへの対応として、JAなど関係機関と連携いたしまして、担い手を中心に業務用途に適した収量の多い品種の大幅な作付拡大に取り組んでおります。

加えて、県の農業研究所におきましても、食味がよく収量の多い新たな品種の開発、実証に取り組んでいるというところでございます。

業務用途米につきましては、ライフスタイルの変化から需要が増えてきて

おりまして、全国的に不足傾向にあるということもございますので、今後も生産拡大を図っていくこととしておるところでございます。

今後とも、関係機関と密接に連携し、伊賀米をはじめとする三重県産銘柄米のブランド力の強化による販路拡大に取り組むとともに、中食、外食など実需者のニーズに対応した業務用途米のさらなる生産拡大に取り組みまして、売れる米づくりにつなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔14番 木津直樹議員登壇〕

○14番（木津直樹） これからも、日本のみならず、海外の市場の動向を見極めながら各市町の農業再生協議会に情報提供をお願いして、売れる米をつくってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、獣害対策であります。

中山間地域ではイノシシ、シカ、サル、前回も出ましたアライグマも最近の被害が大きく重要課題でありましたが、住民主体で地域ぐるみの獣害対策や、補助事業の導入によるおりの整備や確保を進め、被害は徐々に減っているところであります。

特に、サルについては追っ払いやICTによる大型捕獲おりによりまして大きく被害が減ってきているのは大変ありがたいことでございますが、しかし、農業被害となるとイノシシの被害がまだまだ多いと聞かせていただいております。侵入防止柵も設置してからかなりの年数がたち、あちらこちらでメンテナンスも必要となり、またさらなる強化を講じなければならない時期に来ていると思います。

それぞれの獣害動物に対して対策も違ってくるかと思いますが、今回は特にイノシシの獣害対策について県の取組をお聞きしたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、イノシシによる農業被害対策についてということで御答弁を申し上げます。

県内のイノシシの捕獲頭数は、平成23年度の9735頭から平成29年度には1

万4657頭とおよそ1.5倍となるなど年々増加傾向にあります。一方でイノシシによる農業被害金額につきましては、近年では1億1000万円前後で推移してきておりまして、引き続き対策の強化が必要というふうに考えておりません。

こうした農業被害が減少しない主な要因といたしましては、イノシシは、毎年春に5頭程度出産するなど繁殖力が高いということ、また持ち上げる力や潜り込む力が強く、柵を容易に突破し、田畑等に侵入できるということ、またさらには嗅覚でありますとか視力ともよく、学習能力が高いというようなこと、こういった身体能力や行動の特徴等があることが考えられております。

このため県では、イノシシの生態と特徴を踏まえた効果的な対策を集落単位の研修会などを通じまして、市町等とともに広く周知を図ることとしており、具体的には、例を三つほど紹介させていただきたいと思っております。まず一つは繁殖時期である春先までの捕獲を強化するとともに、活動グループごとに十分餌づけしてから一斉に捕獲を行うことといったこと、また二つ目は侵入防止柵の整備につきましては、例えば電気柵の場合は容易に突破することがないように、20センチメートル程度の狭い間隔で平行に電線を設置していくというようなこと、また金属柵の場合は下部から潜り込まないように、パイプ等で補強を行うというようなことについて周知をしております。そして、三つ目については、イノシシを誘引してしまう野菜などの収穫残渣や、耕作放棄地などのイノシシの隠れ場所を集落ぐるみで減少させることなどを周知しているというところでございまして、これらの取組を引き続き促進していきたいというふうに思っています。

また、毎年開催しております、獣害につよい三重づくりフォーラム、今年は12月15日、来週の土曜日ですが、開催を予定しておりますが、このフォーラムにおきまして、成果を上げております取組の情報共有を図るとともに、優良団体を知事表彰しているというところでもございます。

イノシシにつきましては、被害のあります25の市町で被害防止計画が策定

されておりますことから、今後も引き続き、計画に基づく交付金を活用するとともに、効果的な対策についての情報共有を図り、市町や関係団体、地域の皆さんと一体となりまして、県内全域でイノシシを寄せつけない集落づくりを進めまして、農業被害の軽減につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔14番 木津直樹議員登壇〕

○14番（木津直樹） ありがとうございます。来年はイノシシ年ということで、私もイノシシ、来年年男なんですけども、特にイノシシにつきましては、侵入防止柵からの下からの潜り込みということで、本当にぐじゃぐじゃになるということでございます。特にイノシシは水田に対しての被害が多いので、しっかりと対策をとっていただきたいと思います。

米政策についていろいろ聞きましたが、作物を栽培するに当たっては、担い手不足の解消をはじめ若者が農業参入の上で、スマート農業などの最先端技術で効率的な農業を進める一方で、獣害被害を極力抑えなければ、生産意欲を後退させることとなると心配をしております。獣害対策には一層、結果を残す取組を期待いたしまして農業政策についての質問を終わります。

次に、伊賀地域のインフラ整備についてでございます。川上ダムについて質問します。

平成の元号もあと少しとなりましたが、川上ダムは昭和42年の予備調査から数えて実に51年目で、ようやく本体工事が着工の運びとなりました。途中、民主党政権下で事業仕分け等々いろいろありましたが、本年9月には起工式もとり行われ、本当によろやく始まったという感じです。

現在、このような形ということです。（パネルを示す）

さて、伊賀地域は昔から河川の災害が大変多く、そのことから1番は川上ダム、2番、河道掘削、3番、遊水地の3点セットで防災、減災事業が進められてまいりました。

近年の豪雨災害や大型台風の被害を見ていると、一日でも早く川上ダム

が完成され、その治水機能を発揮し、県民が安全で安心して暮らせることを望むところでございます。

そこでまず質問でございますが、今後は早期の完成に向けて三重県が国や伊賀市と連携して、推進していくことが必要かと考えております。県の取組方針と進捗状況についてお聞きします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 川上ダムの進捗状況と早期完成に向けた県の取組についてお答えを申し上げます。

川上ダムは伊賀地域の浸水被害の軽減や伊賀市の水道水源として必要なダムであるとともに、伊賀地域のみならず、木津川及び淀川の下流域においても重要な施設となっております。

本年9月の起工式以降、順調に基礎掘削が進められており、平成31年9月に本体コンクリートの打設が開始される予定と聞いております。

県といたしましても、本年の5月及び11月に、国及び独立行政法人水資源機構に対して2022年度の事業完了に向け、必要な予算の確保と一日も早い完成の2点について提言、要望を行いました。

今後も引き続き、事業の推進を国や水資源機構に対して申し入れを行っていきたいと考えております。

〔14番 木津直樹議員登壇〕

○**14番（木津直樹）** ありがとうございます。

事業主体が水資源機構ですが、川上ダムは河川災害から県民の生命財産を守る重要な施設でございますので、三重県としても早期完成までの後押しをお願いをしておきます。

さて、事業が進むにつれて、いよいよ工事も活発になってきました。今、基礎掘削が進められていると聞きましたが、掘削の際に出た岩盤を骨材に再利用する工法もあるそうでございますが、しかし今回の川上ダム工事では、骨材は地元から購入をしていただくということで、大変地域経済の面ではありがたいなと思っております。

その反面、骨材の搬入は、多くは名阪国道から一部の集落や通学路を通り、伊賀コリドールを経由しながら工事現場へと運ばれてきます。当然、その際の安全対策が必要となってきます。

現在、水資源機構で地元説明会を開いて、住民の意見を聞いていただき交差点にガードマン、また回転灯などの対策を順次進めていただいているところでございますけれども、最近車でよく走っていると、川上ダム骨材運搬車両という前にエプロンをつけたダンプカーとよくすれ違うようになりました。これがピーク時には1日180台のダンプカーが搬入するというところで、当然また帰ってきますので1日360台のダンプカーが公道を走るということを知っております。その道中は当然、県道も含まれますが、外側線がほとんど消えている道を走っております。そのような道を数多くトラックが往来して、特に集落の生活道路となる交差点付近においては、地元住民の安全対策が急務となっております。

先日の同僚議員の質問で外側線、白線は優先順位を決めた上で必要箇所から対応していくということをお聞きしましたが、事業に協力していただいている住民の皆さんの安全確保という点からも、早急な対応を行っていただきたいと思いますが、お伺いをいたします。

**○県土整備部長（渡辺克己）** 川上ダムの建設工事に関連します骨材運搬車両につきましても、国道163号など7路線の県管理道路を通行しております。

この通行経路に当たる県管理道路につきましても、工事用車両の通行に伴う舗装や区画線等への損傷を把握するため、伊賀建設事務所と水資源機構が事前立ち会いを行い、現地を確認しております。

この現地確認の結果、区画線の引き直し基準に基づき、県管理道路7路線のうち、今年度は、国道163号と県道松阪青山線の2路線において、剥離度が極めて進んでいる箇所の区画線の引き直しを実施する予定としております。

また、これら以外の5路線につきましても、現場の状況を注視しつつ、引き直しが必要な状況となった場合は、早急な対応を検討していきたいと考えております。

今後も、川上ダムの進捗状況を踏まえ、水資源機構、伊賀市及び県警察等の関係機関と調整、連携を図りながら、適宜、区画線の引き直しを行い、道路利用者やダム事業に御協力いただいている地域の皆様の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔14番 木津直樹議員登壇〕

○14番（木津直樹） ありがとうございます。県土整備部からは、早急な対策をしていただくということを答弁いただきました。この運搬期間は、2018年9月から2021年3月までということですので、早急に対策をお願いしたいと思っておりますし、また一旦停止線、横断歩道につきましては、私の所属する常任委員会が担当する警察本部所管でございますのであえて答弁を求めませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、名阪国道のインターチェンジの改良についてを質問いたします。

先ほど工事車両の多くが名阪国道から一般国道へ入ると説明しましたが、伊賀市の実情として、他地域から伊賀に流入する車両の多くが名阪国道から入ってきます。伊賀は製造業を基幹産業として工業団地の整備を進め、製造した製品はトラックで名阪国道で運ぶということになります。

その名阪国道は国の所管であります。インターチェンジの出口と交わる道路は県管理道路も多く、生活道路として小学生も通学しています。

どれだけ名阪国道にインターチェンジが多いかといいますと、（パネルを示す）これですね。まさしく伊賀を横断をしております。これ、伊賀の中で13インターあるということで、平均すると約2キロメートルに一つということで、短いところは700メートルということもあります。

この図だけではわかりませんが、インターチェンジの下はほとんどが県道が走っているということで、拡幅もお願いをしたいところでございまして、また北と南とでは、名阪国道の北側、南側は渡ろうと思えば、川と一緒にインターチェンジを潜っていくか、また乗って向こうの土地に行かなあかんということで、名阪国道のインターチェンジの利用率が本当に高くなって



おります。

これらインターチェンジの出入り口は、県管理道路と交差部分において、大変見通しが悪く、スムーズにすれ違えないといったことがございます。

名阪国道は1000日道路といいまして、急につくった道路でございます。普通のインターチェンジは大体直角になっているんですけど、少し下の道路と斜めになっているインターチェンジがかなりありますので、早急なインターチェンジ改良に取り組んでいていただきたいと思いますが、所見をお伺いしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 名阪国道のインターチェンジの改良についてお答えを申し上げます。

名阪国道は昭和40年に開通した道路でございます、旧法令に基づき整備されているため、現行基準に比べまして加速や減速のための車線が短いことなどにより、インターチェンジの合流付近やカーブの区間において事故が発生している状況でございます。

このことから、現在、国におきましては、交通事故等の課題に対処するため、インターチェンジの改良や路肩拡幅等の道路構造の改善が進められておりまして、本年度は、久我、板屋、上野、伊賀の各インターチェンジの改良が実施されているところでございます。

また、治田インターチェンジにおきましては、国と地元で協議が行われ、交通安全対策として、ランプ及び県道における視認性等の向上を目的として区画線等の整備が検討されておりまして、県といたしましても、実施に向けまして、国と調整、協議を行っているところでございます。

引き続き、道路利用者が安心して走行できるよう、安全対策等につきまして、国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

〔14番 木津直樹議員登壇〕

○**14番（木津直樹）** よろしく願いいたします。

それでは、その名阪国道の上野インターチェンジと交わる国道368号の早

期整備についてでございます。

国道368号については現在4車線化を進めていただいております。この国道368号は伊賀市と名張市を結ぶ主要な道路で、名張市から伊賀市に通勤、働きに来る方が1日7000人いるということで、そのうち自動車通勤の方はメイン道路で、特に朝は渋滞箇所もあり、またそれを避けて迂回した車で近隣地内が車で満杯になるということも日常茶飯事でございます。

また伊賀市の基幹病院がその付近に移転されるということで、救急医療体制の観点からも早期4車線化を期待をいたすところでございます。現在の進捗と今後の見通しについてお聞かせ願います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 国道368号の整備の状況と今後の見通しについてお答えを申し上げます。

国道368号の4車線化整備につきましては、名阪国道上野インターチェンジから名張市内の国道165号までの約14.2キロメートル区間の整備に取り組んでおり、早期の事業効果の発現を目指しまして主要な交差点で区間を区切り、整備を進めていくこととしております。

伊賀市内では、これまでに山出交差点から菖蒲池2交差点までの約1.6キロメートル区間の4車線化を完了しております。引き続き、センターランド交差点から山出交差点までの約1キロメートル区間の整備を進めているところでございます。また、木津川に架かる大内橋につきましては、下部工6基のうち、これまでに3基を完成させ、現在、4基目の工事に取り組んでいるところでございます。

今後とも順次4車線化整備を進めてまいります。

〔14番 木津直樹議員登壇〕

○**14番（木津直樹）** 伊賀地域では大きな公共事業として国道422号のバイパス工事もあったわけですが、それはおかげさまで終わりましたので、今後は国道368号について集中して早期の完成に取り組んでいただきたいと思います。

この件に関しましては、ひょっとしたら関連質問があるかもわかりません。それでは、3番の伊賀地域の救急医療体制についてでございます。

伊賀地域の救急医療体制は、伊賀市と名張市の3病院で輪番をとっております。両市を合わせますと、そのエリアは広大な面積となります。幾ら病院の受け入れ態勢が整っていても現場から搬送する距離は大変長くなります。

その中で、このたび民間病院が先ほど4車線化を聞きました国道368号沿いに移転するということが決定したということでございます。移転地が両市の真ん中にありますので、急性期を担っていただければ伊賀地域の搬送の面でも救急医療体制が充実すると期待をするところでございます。

自治体病院と民間病院の役割分担については経営体制の課題もありますので、進め方も特に難しいと思いますが、ぜひ三重県が調整力を発揮していただいて早急に、そして確実に救急医療体制を進めてほしいところですが、今後の見通しを教えていただきたいと思っております。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

**○医療保健部長（福井敏人）** 伊賀地域の救急医療の現状と今後の見通しについてお答えをいたします。

伊賀地域の救急医療体制につきましては、新医師臨床研修制度の導入等によりまして、県内の医師不足が深刻となる中、伊賀市、名張市両市での24時間365日の救急医療の提供が困難となったことから、平成20年の4月に現在の形でございます上野総合市民病院、岡波総合病院、名張市立病院の3病院が当番日を決めて交代で救急医療を提供いたします伊賀地域救急輪番制を開始したところでございます。

119番通報を受けてから患者を病院に搬送する所要時間は、両市にまたがる広域での救急搬送となることから、平成29年調査において、県平均の38.6分を上回る時間を要しております。

伊賀地域の救急医療体制の課題解消に向けて、県ではこれまで医師確保に向けた取組を進めますとともに、ドクターヘリの導入等を進めてまいりました。また、伊賀市、名張市においても独自に医師確保に努めていただくなど、

伊賀地域の救急医療体制については、徐々に改善が図られているものと考えております。

さらに、岡波総合病院におきましては、2021年度中に、伊賀市と名張市を結ぶ幹線道路に近い地域において、二次救急医療の充実等を目指した新築移転が計画をされておまして、移転後においては、救急医療体制のさらなる充実に寄与することが期待をされております。

県といたしましては今後、岡波総合病院の新築移転に際し、救急医療の施設整備等に対する財政支援を行うことを考えております。また、地域の救急医療体制の整備に向けた検討会議や地域医療構想調整会議等を通じまして、伊賀地域において、より充実した救急医療が提供できるよう、体制整備に取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

〔14番 木津直樹議員登壇〕

○14番（木津直樹） 財政支援をしていただけるということでございます。

また、3病院が上手に役割分担をしていただいて、伊賀の医療体制が充実することをよろしくお願いをしたいと思っております。

次に、Jリーグクラブ誕生に向けてということに入ります。

1993年に誕生したJリーグも当初は10クラブでありましたが、現在はJ1、J2、J3の3部で構成され、全国各地でプロサッカークラブが今50クラブ以上誕生するまでになりました。Jリーグは発足以来、サッカーを核としてあらゆるスポーツでみんなが楽しめる豊かな国を目指したいという理念で、Jリーグ百年構想を上げています。百年構想は、あなたの町に、緑の芝生に覆われた広場やスポーツ施設をつくること、サッカーに限らず、あなたがやりたい競技を楽しめるスポーツクラブをつくること、観る、する、参加する、スポーツを通して世代を超えた触れ合いの輪を広げることを目的としています。

先日、三重県でJリーグの規格を満たすサッカースタジアムの建設を官民一体で進めることを目的とした、Jクラブ誕生とスタジアム建設を推進する

県民会議の第1回の会議が開催され、いよいよ三重県にJクラブが誕生かと、期待が大きく膨らむところでございます。

しかしながら、サッカーの国内最高のカテゴリーでありますJリーグ規格のスタジアムとなると、そのライセンスのハードルも高く、それだけ財政的にもこれ相当の覚悟が要ります。

これからは県民会議を中心に、オール三重で取り組むことが必要不可欠となりますので、三重県としても機運をさらに盛り上げるために最大限の支援、そして取組をしていかなければならないと思います。

その県民会議では、2019年度半ばに方向性を固めたいということを示しておりますので、この時期の質問としては少し早いと思いますが、まずは第1回の会議に出席された鈴木知事の御所見をお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重県でのJリーグチーム誕生に向けて県としての考え方、今後の取組方針についてということで答弁させていただきます。

現在、県内では3チームがJリーグを目指す中、既にJFLで戦っているヴィアティン三重に続き、鈴鹿アンリミテッドFCも来シーズンのJFL昇格を決めたほか、FC伊勢志摩においては、本県出身で日本代表としても活躍された小倉隆史さんを指揮官に迎え、体制強化を図っています。

さきの福井国体では、女子の伊賀FCくノーが3年ぶりの優勝を果たしたほか、男子も4位と健闘し、本県に国体サッカー競技初の総合優勝をもたらしました。

このように、サッカーにおける本県の活躍は非常に勢いを増しており、県民の皆さんが一つになって応援する機運も盛り上がりつつあります。

このようなタイミングの中、先月30日、三重県サッカー協会が中心となって、Jクラブ誕生とスタジアム建設を推進する県民会議が発足しました。この県民会議の発足は、県内初のJリーグチーム誕生等を実現させるための第一歩であり、各界トップの方々にお集まりいただいて議論を進めるための枠組みができたことは、大きな意義があると考えています。

県民会議では、強いチームづくり、スタジアム建設などのインフラ整備、県民による機運醸成など、様々な課題について議論することとしています。

これらの課題を克服していくことは決して容易ではなく、一つずつ、しっかりと議論を積み上げていくことが大事であると考えています。

今後、県民会議においては、設置目的や事業計画に沿うよう、クラブ強化部会、スタジアム部会、プロモーション部会の三つの部会を設置し、具体的な取組について検討を進めていくこととなります。

県としましては、県民会議のメンバーとして三つの部会での議論にも積極的に参画するとともに、Ｊリーグチーム誕生に向けて官民一体、オール三重で取り組んでいけるよう、引き続き三重県サッカー協会と連携を図ってまいります。

県内でプロスポーツチームが誕生するというのは、一流選手のプレーを身近に感じてもらうことを通じて、子どもたちの夢や希望が育まれる、あるいは次世代を担う有望な本県出身選手が、地元で活躍できる基盤の確保にもつながるというふうに考えます。

一方で先ほど申し上げましたように課題もあります。チームでは現在の三つ、それぞれの特色や運営基盤を考慮しながら強いチームづくりを検討しなければいけませんし、スタジアムも整備手法や資金調達など課題があります。

いずれにしましても今後、オール三重で前向きな議論を進めていけるよう、県民会議に参加していくとともに、私自身も特別顧問として意見を申し上げていくなど、関係する皆さんと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

〔14番 木津直樹議員登壇〕

○14番（木津直樹） 知事、ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

現在、三重県では3チームが地域とともに活躍をしていることに、まずは敬意を表しますけれども、私の考えでございますけれども、将来のサッカーチームの編成は、まずはサッカーの団体の皆様の意向を踏まえた上ですが、

やっぱり1チームが望ましいのかなと思います。そのチーム編成は合併するのか、新しいチームをつくるのか、いろいろ選択肢はありますが、一つのクラブで選手もスポンサーもオール三重で集結して、JFLを戦いながら力をつけてJ3に昇格をし、その間に組織、資金、施設づくりを整えていくべきだと思います。

(パネルを示す)そこで少し財政面で参考までにとということで、Jになりますと、J3のクラブの平均事業規模が4億2900万円、J2になると14億1300万円と、本当はかなり高額な財政が要求をされます。

2017年のシーズンでJ3の秋田が昇格の権利を得ましたが、スタジアムの施設基準を満たさないために2018年シーズン昇格を断念し、来年、2019年はスタジアムを改修するという条件でライセンスが交付されたということ聞いております。やはりしっかりとした財政基盤がなければ、チームの運営も無理かなということでございます。

そしてまた、今年3月の議員勉強会で、女子サッカーリーグ専務理事で新潟を日本有数のクラブに育て上げた田村氏のお話で、オール新潟の意識を持つことで県内の地方議員全員が会員登録をしているということをお聞きしました。まさしく全県挙げての盛り上がりがないと、成功しないということがよくわかったところでございます。

先ほど県民会議の出席者もやはり北勢の首長だけということで、できれば全県の首長とかの方に集まっていただいて、今後は進めていただきたいなと思います。ぜひとも伊勢志摩サミットがオール三重で成功したことを踏まえて、今後は三重県のリーダーシップをお願いするところでございますが、担当部局の考えをお願いいたします。

**○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長(村木輝行)** ただいまのJクラブの誕生についての御質問でございますが、先般発足いたしましたJクラブ誕生とスタジアム整備を推進する県民会議の趣意書の中には、こういう一節がございます。

三重県のJクラブのホームタウン、Jクラブではホームタウンという制度

を設けることが必須となっておりますけども、これにつきましては、三重県のJクラブのホームタウンは三重県全域であることが望ましく、全ての三重県民に愛されるクラブが生まれることが必要であると考えています、こういう一節が趣意書の中にございまして、これが先般議案として認められたということをございますので、今後もこういう理念、考え方にのっとなって進めていくということになろうかと考えております。

以上でございます。

〔14番 木津直樹議員登壇〕

○14番（木津直樹） ありがとうございます。

Jリーグの運営でありますけれども、地域密着型の総合型スポーツクラブであるというのが理念にありますけれども、その地域密着というのが三重県全体ということになりますこと、そしてまた三重県民皆様に愛されるJリーグクラブ誕生を期待をいたしたいと思ひます。

そして、三重県には女子サッカークラブのくノ一があります。福井国体で優勝するなど実績も残し、来季からは1部リーグへの昇格も決まっております。ぜひとも女子サッカーも盛り上げたいと思ひますが、局長、いかがでしょうか。

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（村木輝行） 伊賀FCくノ一でございますけども、これは皆さん、御存じのとおり、今年の国体で優勝を3年ぶりに果たしていただいたということと、1部リーグへの復帰も決まっておりますということをございます。

これまでも伊賀FCくノ一につきましては、国体の強化にかかわる合宿や遠征等の支援をしてきたというところをございます。引き続きこのチームを本県女子サッカーを牽引する存在として活躍を期待しているところをございます。チームと積極的に情報共有を図り、連携を深めてまいりたいと思っておりますとともに、三重とこわか国体で優勝が期待できるチームとしての強化指定を行い、強化活動への支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。



〔14番 木津直樹議員登壇〕

○14番（木津直樹） くノーにつきましては私の地元であるので言うわけではございませんけども、女子サッカーはプロではないですけど、女子サッカーではトップリーグということでございますので、なかなかそういうチームが地域にあるというのは、本当にすごいことというのが意外と地元の方は思っていないんですね。外から見たらうらやましがられるんですけども、そういったことで本当に三重県全体でスポーツを盛り上げていただく機運をつくっていただきたいと思います。ぜひともまたＪクラブも含めてサッカー全体が盛り上がるように三重県の御支援をよろしくをお願いしたいと思います。

2018年時点でＪリーグがない県が９県ということです。青森県、福井県、滋賀県、三重県、奈良県、和歌山県、島根県、高知県、宮崎県ということで、実は2019年から奈良がＪ３に昇格をするということで８県になりました。奈良県でＪリーグができるということで、話が全然違いますけど、リニアの駅ができる県でＪリーグがないのは三重県だけとなりましたので、全国知事会で鈴木知事が肩身の狭いことがないように一日も早くＪリーグをつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。産業廃棄物の不法投棄対策についてでございます。

県境の課題として特に山沿いの県境では、他県から持ち込まれる違法な廃棄物や生活ごみまで不法投棄が大変目立ちます。環境悪化が懸念されます。

伊賀市では、農地を転用した土地への産業廃棄物が違法に持ち込まれるなど、地域住民が不安に思っております。

三重県は海岸線沿いでは津波対策ということでやられておりますけども、県境対策として廃棄物の監視、指導、強化取組を行っているということと思いますが、不法投棄対策についてお伺いをいたします。

〔中川和也環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） それでは、産業廃棄物の不法投棄対策についてお答え申し上げます。

産業廃棄物の不法投棄など不適正処理対策につきましては、未然防止、早期発見、早期是正が重要であることから、警察関係者を含めた現在20名体制で監視、指導に取り組むとともに、市町、民間事業者等との連携による幅広い監視体制を構築しております。

こうした取組によりまして、不法投棄が早期に発見される機会が増加していることもございまして、県内において確認された不法投棄の件数は、平成24年度の7件を境に現在、増加傾向にございます。

県としましては、継続的に監視、指導活動に注力して取り組んでいく必要があると考えており、不法投棄等の未然防止のために、ラジオCMや、各種研修会において啓発を行うとともに、早期発見のため、休日を含むパトロール業務の委託などにより、間隙のない監視活動を実施しております。

また、早期是正のために、監視カメラやドローンを活用したきめ細かな監視・指導を行っており、廃棄物の早期撤去や県警と連携した不法投棄事案の事件化につなげるなどの効果を上げてきております。

さらに、県外からの不法投棄対策としまして、隣県と合同で産業廃棄物運搬車両に対する路上検査を実施するなど、広域的な連携の強化を図っております。

産業廃棄物の不法投棄につきましては、引き続き、監視、指導を強化していくとともに、発見された場合には、行為者はもとより、排出事業者や土地所有者に対しても、責任を追及するなど厳正に対応することで、地域住民の不安を払拭できるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔14番 木津直樹議員登壇〕

○14番（木津直樹） 今、車両検査ということをお聞かせいただきました。当然、残土であり、ごみであり、持ち込むのは車で持ち込むということになりますが、車両検査ってあんまりやっているところを見たことないんですけど、どのぐらいのところ、どのぐらいの回数でやっていらっしゃるんですかね。

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） 路上検査におきましては、先ほど

議員からも御指摘ありましたように、やはり隣県からの持ち込みというところがございます。平成30年度におきましては、今現在で5回ですね。5回の共同の実施をしてございます。

[14番 木津直樹議員登壇]

○14番（木津直樹） 日中だけでなく夜間に運ばれるケースがよくあると聞いておりますので、24時間体制で車両検査といえますか、検問もしていただきたいところがございますけども、警察本部におきまして、やはりその辺をしっかりと取り締まっていただきたいと思っておりますので、お願いをいたしたいと思っております。

さて、5項目にわたり一般質問をさせていただきました。地元の課題が多くなりましたけれども、時節柄、御理解いただきたいなと思っております。

そして、最後に一句、いよいよいろんなことが迫ってきておることを俳句で読みたいと思っております。

ゆったりと、構え心は、年の暮れ。ゆったりと、構え心は、年の暮れ。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 35番 日沖正信議員。

[35番 日沖正信議員登壇・拍手]

○35番（日沖正信） 改めましておはようございます。いなべ市・員弁郡選出、新政みえの日沖正信でございます。議長のお許しをいただきましたので、今回一般質問をさせていただきます。私は大きな項目ごとにまとめて質問をいたしますので、前段の話がちょっと長くなりますけども、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

では、早速質問させていただきますけれども、まずは広域連携の枠組みを生かした取組についてということでございます。この間、名古屋市長がちょっと困ったような投げかけをされまして、知事も大変困惑されたことだろうと思っておりますけれども、この質問は東海3県がもちろんいいことに向かって一つになっていきましょうよという質問でございますので、よろしく願いいたします。

県内では近年、高速道路など、幹線道路網の整備の進捗により、企業進出や新たな雇用の創出も進みまして、産業活動が大変活発になってきております。道路ネットワークの充実が図られることによりまして、工業団地などへの新たな産業の創出や雇用の拡大、観光における集客、交流、物流環境の向上、さらには、災害時の緊急輸送や救急医療の充実など大きく進展しまして、三重県が今後さらに強靱で多様な産業を生み出していくために、また将来に持続する地域社会を構築するという観点からも、優位性を持った地域として大きく期待されます。

特に、北勢地域におきましては、新名神高速道路の今年度内の開通に合わせて、東海環状自動車道も近い将来全線開通いたしますと、日本のものづくり産業を担う東海地域が幹線道路網によってしっかりとつながり、一体化することによって、日本列島の真ん中に今までにない強靱な地域、圏域がつくられることとなってまいります。

さらに、現在建設中のリニア中央新幹線の開業によりまして、将来、東京、名古屋、大阪の三大都市圏が約1時間で結ばれるようになりますと、世界から人、物、金、情報を引きつけ、世界を先導するスーパー・メガリージョンが形成されることが期待されることもありまして、三大都市圏の真ん中に位置する名古屋を中心とした東海地域としては、まさに国土の中心におきまして大きな発展を遂げるべく節目の時期にあって、これから愛知県、岐阜県、三重県がより確かな連携を築いて未来の地域づくりに臨んでいくことが大変重要だと思っております。

こんな中、愛知県では、長期総合計画あいちビジョン2020における重要政策課題として、中京大都市圏づくりというものを大きく掲げて取り組まれておられます。

参考に中京大都市圏づくりのパンフレットをいただいておりますけれども、このことについてももちろん質問するわけではございません。話のきっかけとして紹介させていただくんですが、（パネルを示す）これは2027年度のリニア中央新幹線の東京－名古屋間の開業が大きな変化をもたらすことを

見据えて、新東名高速道路、新名神高速道路、東海環状自動車道など広域道路ネットワークができて上がる強みを生かしながら、名古屋市を中心に社会的、経済的な結びつきが強く、一体性の強い産業集積を有するエリア、名古屋市を中心としておおむね80キロメートルから100キロメートル圏を中京大都市圏と位置づけまして、世界と直結する一大産業拠点としての役割を担っていくとともに、この地域の多様な魅力を発信しながら、国内外から人、物、金、情報呼び込み、世界の中で存在感を発揮できる大都市圏づくりを進めていくとされているものでありまして、私は中京大都市圏づくりというこの構想に、将来に大きく夢の広がる大変力強い魅力を感じているところでございます。

もちろん、これは愛知県の長期総合計画でありますから、愛知県の目指すべき将来を築いていくためのものでありますけれども、しかしながら、この中京大都市圏の圏域には、三重県、岐阜県はじめ近隣の県、市町が広く入ってくるわけですので、隣の県の構想だからといって無関心でいるわけにはまいません。

愛知県におかれましては、ビジョンの中で取り組むべき一つに、広域連携の推進を位置づけて、他の県市との広域連携の取組を進めることにより県境を越える広域課題の解決を図るとともに、各県の持つ産業集積や環境資源、都市機能などの強みを相乗的に生かすことにより、国際競争力の高い圏域を目指していくと記されており、中京大都市圏づくりに当たっての県境を越えた連携の必要性を示されておられるところでございます。

質問の中で、お隣の県の計画にあるものを事例として取り上げさせていただき恐縮でございますけれども、私は例えば愛知県が掲げられておられる、この中京大都市圏づくりのようなことこそ連携し、お互いの利益や目標を共有し、ともに取り組めたら大変望ましいことであると思ひ、一つの話のきっかけとして取り上げさせていただきました。

私たちの東海地域は今、一つの圏域として、強い産業基盤づくりや観光振興、将来への持続可能な地域づくりなど、必要によっては共同プロジェクト

などの研究も含め、ともに発展していくための確かな連携が我が三重県にとりまして重要と思いますが、今後の三重県を取り巻く変化を踏まえ、これからの広域連携のあり方、また広域連携での取り組み方についてどういう思いを持っておられるか、また東海3県なり、あるいは東海3県2市の協議会などの枠組みを通して、今日までに共有してきた課題も踏まえながら、今後、どのようなことに取り組みたいか、知事からぜひお考えをお聞かせください。

また、三重県は中京圏への進出や事業拡大を希望する海外企業に対して、ワンストップでサポートを提供するグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会、グレーター・ナゴヤとは、名古屋を中心に半径約100キロメートルに広がる圏域を示すとのことですが、これに参加されておられますけれども、この協議会での活動状況と三重県への効果についてお聞かせください。

またもう一つ、若手職員での広域連携ということで、東海環状自動車道の西回り区間の開通効果を見据えて、企業誘致、観光などをテーマにした三重県・岐阜県産業連携推進チームなる活動の場を設けられて、取組をいただいているようにお聞きもしておりますけれども、若手の方々のこのような取組は大変頼もしい思いでありまして、ぜひどんな取組が行なわれているのか、また将来に向けてどのような話がなされているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 東海3県の連携の必要性などについて御質問いただきましたので、答弁をいたします。

東海三県の現在の連携状況について二つの観点からお答えをいたします。

一つ目は、目指すべき将来像等の共有です。

本県と愛知、岐阜の両県は、静岡県、長野県、名古屋市等の関係県市や中部経済界等とともに、これまで国が国土形成計画等を改定する際に、直近では平成27年度ですけれども、時代の潮流やこの地方を取り巻く情勢を踏まえ

て、目指すべき将来像やその実現に向けた基本方針等を議論、共有してきました。各県等は、これらを踏まえ総合計画等を策定して各種施策を展開しているところです。

リニア中央新幹線の整備やこれに伴うスーパー・メガリージョンの形成、高速道路網の整備等についても、東海3県及び名古屋市は、国内外との交流、連携や観光誘客、地域づくり、産業振興等を進めていく上での大きなチャンスであると捉えており、その早期実現を目指すとともに整備効果を最大化するための施策を講じていくこととして、軌を一にしております。

二つ目は、共通の課題を解決するための首長同士の定期的な協議の場の設置です。

代表的なものとして、東海3県及び名古屋市に浜松市を加えた東海三県二市連絡協議会を設置しています。毎年度、知事と市長が一堂に会して、タイムリーな課題を協議し、その解決に向け連携して取り組んでおり、今年度は8月に津市内で開催したところであります。

これまでの協議内容の一例を御紹介しますと、平成28年度には財政投融资の活用によるリニア全線開業前倒しが閣議決定され、新たなステージを迎えたことを踏まえ、私からリニアインパクトを生かした地域づくりに向けた連携について提案をいたしました。この際には、東京―名古屋間の建設着工に至るまでに蓄積された情報、ノウハウを共有し、連携取組を協議する場、リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議ですけれども、の設置を決定するとともに、リニア開業を見据えてそれぞれの観光資源を生かした広域観光などについても議論したところであります。

県民の生活や経済活動が県境を越えて拡大する中で、県単独では解決することが難しい課題が増えており、これらをより効果的、効率的に解決するためには、近隣府県等が課題認識を共有した上で、一体的かつ総合的な施策展開を図ることが必要です。

今後とも、幸福実感日本一の三重、新しい豊かさを享受できる三重の実現に向け、東海地方の関係縣市と現在の枠組みを生かしながら、しっかり連携



してまいります。

リニアや高速道路網の整備を踏まえた今申し上げたような取組以外にどう  
いう分野で取り組んでいきたいかということも議員、御質問がありましたので、  
今のことに加えて、例えばインバウンドのこともそうですし、あとはや  
はり来る南海トラフ地震に備えての防災、地域の強靱化、こういうことにつ  
いては、今もやっておりますけれども、しっかりと連携をしていく。

それから、今も少し取組をやっておりますけれども、海岸漂着物をはじめ  
とした伊勢湾の再生、そういうことなどについてもしっかり取り組んでいか  
なければならないというふうに思っておりますので、いずれにしてもそうい  
う広い視野で一つ一つ課題を解決していくべく取り組んでいきたいというふ  
うに思います。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

**○雇用経済部長（村上 亘）** それでは、私のほうからはグレーター・ナゴ  
ヤ・イニシアティブの取組についての活動状況と三重県への効果、それから  
若手職員によります三重県・岐阜県産業連携推進チームの取組について御答  
弁を申し上げます。

まず、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブでございます。これは略称で  
いいますと、GNI協議会というふうに申し上げておりますけれども、これは  
平成17年に開催をされました愛・地球博を契機に、東海地域の海外への情報  
発信力を高めることによって、優れた技術、情報、ビジネスモデル、創造的  
人材を呼び込み、新しいビジネスチャンスを創出することを目的に、平成18  
年の2月に設立をされました。

名古屋を中心としました半径100キロメートル圏内をグレーター・ナゴヤ  
地域と位置づけまして、中部経済産業局が中心となって、愛知県、岐阜県、  
名古屋市及び本県の3県1市に加えまして、地域内の市や商工会議所、金融  
機関なども加わって、外資系企業による当地域への投資促進や、県内企業の  
海外研究機関等との連携促進に向けまして、海外ミッションの実施、当地域  
に新たに立地をいたします外資系企業に対する支援などを行ってきておりま



す。

このうち、外資系企業の誘致に当たりましては、これまで航空宇宙をテーマといたしました海外ミッションに参加をいたしまして、海外企業の訪問時や現地で開催をいたしましたシンポジウムなどにおきまして、本県の操業環境や補助制度のプレゼンテーションを行うなどの誘致活動を行ってまいりました。

こうした活動の結果、例えば、海外ミッションを契機にネットワークを構築したジェトロ海外事務所を通じまして、外資系企業の本県訪問が実現をいたしまして、県内企業との商談につながったほか、外資系企業が本県に立地するに当たって、会社登記に係る経費の補助を受けるなど、G N I の支援制度も活用してまいりました。

来春には、新名神高速道路の県内区間全通でございますとか、東海環状自動車道西回りの延伸が行われるなど、本県、さらにはグレーター・ナゴヤ地域の操業環境をめぐる魅力がさらに高まることが期待をされております。

さらに、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催、2025年には大阪での万国博覧会の開催、2027年にはリニア中央新幹線の東京－名古屋間の開業など、我が国が世界から注目をされるイベントやプロジェクトがめじろ押しとなっております。

そこで、こうしたチャンスを生かすため、我が国を代表するものづくり先進地域であるこのエリアの強みを生かして、海外への情報発信に取り組むことが有効であると思われまますので、引き続きG N I の取組に参加をしながら、外資系企業の誘致などに取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

もう1点、若手職員による三重県・岐阜県産業連携推進チームの取組でございます。

このチームは、先ほど申し上げましたように、東海環状自動車道西回りの開通によりまして、三重県の北勢地域と岐阜県西濃地域を中心とした両県の産業、交流の活発化が期待されることを見据えまして、平成25年度から両県の産業振興に従事する若手職員の研修の一環として連携して取り組んでいる

ところでございます。

発足以降、相互視察や勉強会のほか、イオンモール東員での西濃・北伊勢フェア in 東員でございますとか、両県の鉄道事業者と連携をいたしまして三重テラスにおいて、岐阜県・三重県共同ローカル鉄道展などの企画を開催してまいりました。

今年度は、将来の地域社会の担い手でございます小・中学生に、今後大きな成長が期待をされます航空宇宙産業を知っていただくきっかけづくりとしまして、岐阜県に新しくオープンをいたしました、かかみがはら航空宇宙博物館への航空宇宙産業ツアーを実施するなど取組を進めてまいりました。

なお、両県の職員のつながりによりまして、岐阜県の和紙加工販売業者と三重県の真珠業者を引き合わせるなど、職員間のネットワークによる事業者のマッチングなども行われております。

東海環状自動車道西回りが開通をいたしますと、製造業や卸・小売業の販路拡大や商圈の広域化、物流の変化による新しい産業や観光ルートの可能性が生み出されると考えております。また、将来のリニア開業時においては、両県の間駅間が30分程度で結ばれるようになりまして、大きな連携、発展の可能性が生じることから、リニアがもたらす両県の将来像なども検討していく必要があるというふうに考えております。

そのような中、若い職員間で闊達な意見交換を行うことによりまして、柔軟な発想力とチャレンジ精神でもって新しい取組につながることに期待するとともに、両県職員の交流やそれぞれの職員の意欲、能力の向上につなげていきたいというふうに考えております。

〔35番 日沖正信議員登壇〕

○35番（日沖正信） ただいま知事からも丁寧な御答弁をいただきましたし、それぞれG N I、若手職員の方々の研修の場についても丁寧な御紹介をいただきました。ありがとうございました。

3県で連携していくということは大事だということは、誰もも共有できることやというふうに思いますけれども、ぜひこういうインフラがどンドン

らんどん整備が進んできて、本当にこれ変わっていくチャンスのとときでございます。

しかしながら、今、この三重県も厳しい人口減少の現実と直面しておりますし、そういうことも克服して、これから三重県が持続可能な地域づくり、社会づくりをしていく上でも、やっぱりお互いの東海地域の発展の相乗効果というものを生かしながら、ぜひそういうことにも当たっていただきたい。

二つの視点ということで、片方は目指すべき将来像を共有して取り組んでいくんだということもお話しがございましたけれども、ぜひそういうことも目指すべき共有できる姿の取組として期待を、話し合われていくことを期待させていただきたいというふうに思います。

また、知事から特に御紹介のありましたインバウンド、防災の強靱化、伊勢湾再生、それぞれもちろん期待もさせていただいております。再質問はさせていただきますけれども、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

また、若手職員の研修の場として取り組んでいただいとる件でございますけれども、これ、質問しますということと事前にお聞きしましたら、それほど取り上げていただくほど大きなものじゃないんと言われたんですが、ぜひ若手の方々の自由な発想、柔軟な発想をこういう場こそ上司の方々がぜひ後押しして盛り上げていただいと、将来の三重県づくりに大いに寄与していただける場として、より活発にお願ひをしたいなというふうに思ひます。次に行かさせていただきます。

それでは、次は人口減少対策における若者の県内定着に向けた取組についてということで質問をいたしますけれども、人口減少対策におきましては、自然減対策、社会減対策、それぞれ様々な施策を講じて鋭意取り組んでいただいとるところでありますけれども、将来展望に基づく県の目標に反しまして、早いスピードで人口は減り続けております。特に、転出超過による社会減が著しく、このままでは今の傾向に歯どめをかけることは難しいと言わざるを得ない感がございます。

10月の代表質問におきまして、水谷隆議員も若者の県内定着の視点から質

問をされておられたところですが、特に転出超過になる要因として顕著なのが、進学や就職に伴う15歳から29歳の若者の転出超過が全体の8割を占めているというところでございます。

(パネルを示す) ちょっと参考に、これ、常任委員会でも示されたかもしれませんが、ちょっと茶色く色がついているところでございますけれども、これが15歳から29歳の範囲、三角は転出が超過しとるということでございます。

転出超過、4063人のうち、ちょっと数字見えにくいですが、この15歳から29歳の間で3387人を占めておるということで、明らかにこの世代が顕著であるということになるわけですが、県では、地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実や時代を担う若者の就労支援等の施策を駆使しまして、進学は県内の大学へ、就職は県内の企業へと、若い人たちに県内に定着していただくべく懸命に努力をいただいているにもかかわらず、まことに歯がゆい思いでございます。

このような厳しい状況を踏まえて、この4月、県庁内に若者県内定着緊急対策会議を立ち上げられ、部局を超えた連携で取り組んでいかれるとのでございますので、今後の行方に期待をさせていただくところでございますけれども、今回は、現在取り組んでいただいている中から2点ほど視点を当てて聞かせていただきたいと思います。

まず、若者の就労支援において、大学卒業者のU・Iターン就職を促進するための大学との就職支援協定締結による取組に関してでございますけれども、大学生が就職について考える上で、三重県で就職するということにつきましては、やはり三重県の中で、大手企業も含め選択肢が少ないとか、また自分の希望する対象となるところがあるのだろうかとか、またこんなことは残念ですが、何かこう都落ちとか、どうしても田舎感があるとか、こういう若い人の話を聞いておりますと、どうしてもそのような先入観やイメージを持ってしまっているように感じられます。

そのようなことから、まずそこのところの意識や捉え方を変えてもらうこ

とが必要という観点からお聞きするのですけれども、三重県へのU・Iターンに意識を向けていただく、考えていただくという、入り口のところに対して、特に協定を結んでいただいている大学の学生にどのように向き合い取り組んでいただいているのか、実際の学生の反応なども含めて、取組状況をお聞かせいただきたいというふうに思います。

そして次に、高等教育機関の充実の取組に関する中からお聞きいたしますが、県では、県外私立大学を対象に、県内への学部やサテライトキャンパス設置の可能性について情報収集し、県内への学部等の新增設を図る努力をされておられるとのことであり、実際に県外から学部などが誘致されるならば、若者の県内定着という点からも期待がされるところでありますが、その取組の状況と可能性のほどを聞かせてください。

また、大学等への進学の際に、若者が県外に流出するという問題についてですが、(パネルを示す) グラフを見ていただきたいんですけども、これも常任委員会で示されたものかわかりませんが、これも細かく見にくいんですが、この棒グラフの突出して上へ行っているのが、これはそこへ大学進学で若い人たちが流入していきます。プラスとして流入していますということです。これが東京都、これが京都府になります。赤で囲んでありますけども。やっぱり選択肢が多い、また都会のほうの大学へ皆さんが行っているということがわかります。

そしてこの矢印のところ、ここが三重県です。大学へ進学する若い方々が一番マイナスですから、この数字を見ますと三重県が全国で一番出ているということに、この表ではなっております。

そういうところが現実なわけございまして、一般的に有名大学が多くあって、学部、学科や大学の環境も含めて多種多様な選択肢のある東京圏域や大阪・京都方面を向いてしまうことは、都会への憧れも相まって、ごく当然のことでありまして、その傾向の流れを変えることは容易ではないと思えますけれども、さらなる考えといたしまして三重県内だけで充実を図って、三重県内で何とかとめようというのではなく、先ほども連携の話をさせても

らいましたけれども、東海地域で連携して関東圏や関西圏に遜色なく学べる環境をこの圏域に築いて、流れを変えていくというような着眼、発想はないものか、このような考え方についても見解をお聞きしたいというふうに思います。

たとえ進学する先が県内でなくても、愛知県や岐阜県であれば、地元に戻ったり、三重県で就職してくれる率も高いですし、仮に愛知県で就職したとしても、県北部地域では県内に住んでいる人はたくさんおられます。また、広域に連携を育む中で、県内の大学におかれても、それぞれの特色を生かして、東海地域の中で多様な学びのニーズに応えられる環境を築いていただくことで、今以上に近隣県から三重県へ学生を呼び寄せれることにもつながるのではないかとこのように考えますけれども、そのような考え方に対する見解も聞かせてください。よろしくお願いします。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） 人口減少対策における若者の県内定着に向けた取組に関しまして、私からは高等教育機関の関連の2点の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、県外の大学を対象とした県内への学部等の設置に向けての取組状況等についてでございます。

昨年度、正確には今年の1月の下旬から2月の中旬にかけてでございますが、県外の全ての私立大学を対象に、今後10年以内に大学、キャンパス、学部等を設置または移転を検討する可能性について郵送でアンケート調査を実施いたしました。

全体の43%に当たる249校から回答をいただきまして、今後検討する可能性があるというところと回答いただいたところが23校ございましたが、設置候補先として魅力を感じる地域として、東海3県と回答した11校に確認をいたしましたところ、残念ながら三重県を想定されているところはございませんでした。

国におきましては、18歳人口が減少していく中で、国立大学法人の経営統合などの大学改革などに取り組む一方で、東京への人口の一極集中を是正し、

若者が地方で進学、就職しやすい環境づくりを後押しするため、本年6月、いわゆる地域大学振興法が施行されまして、東京23区の大学の定員を10年間増加させないこととされました。

また、東京圏の大学による地方へのサテライトキャンパスの設置が進むよう、内閣官房において今年度から調査研究事業に取り組まれております。

本県では、先ほど議員からフリップも含めて御紹介いただきましたが、若者を中心とする県外への転出超過が続いており、大学進学者の約8割が県外の大学を進学先として選んでいるという状況にございまして、若者の県内定着を図る上で、大学等の県内高等教育機関の役割は大変重要だと認識をしております。

また、A I等による第四次産業革命が進み、本格的な知識集約型社会が到来する中であって、地域社会の知的インフラとして、大学等の存在意義はますます大きなものがあると考えております。

冒頭のアンケート結果は厳しいものとなりましたが、先月23日には、東京大学と連携協定を締結し、地方では全国発となるサテライト拠点を四日市市内に設けていただき、地域課題の解決や人材育成に向けて、本県や県内高等教育機関と連携、協力いただくこととなりました。

このほかにも東京圏の別の大学との間でも連携、交流に向けた話し合いを進めております。

サテライトキャンパスの設置を含めたこうした県外大学の動向について、引き続き情報収集に努め、機を逸することなく取り組んでいくことに加えまして、来年度は新たに県内高等教育機関の魅力の一層の向上や大学進学者収容力の向上など、質的、量的両面から県内の皆さんの学びの選択肢の拡大を図るべく、中長期的な視点で関係者の皆様とともに幅広く振興策を検討していきたいと考えております。

2点目でございます。県内に限らず近隣の、具体的には東海3県の大学等と連携をしてという御質問に対してお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、県内の大学に進学された方は、県内高等学



校卒業生全体の約2割にとどまっております、約8割の方々が県外に進学しているという状況にあります、その中で現在最も多いのは愛知県でございます、全体の4割近くを占めております。次いで関西圏が2割、東京圏が約1割という状況になっております、平成に入って中京圏への就職、進学割合というのはずっと増えておまして、人数も割合も増えておまして、かつて30%ぐらいであったものが今40%になっているという状況でございます。

県といたしましては、北勢地域を中心に隣接する愛知県等の大学とより連携を図っていく、そして三重県にも卒業した暁には来ていただくようにするといった取組は、若者の県内定着を図る上で重要だというふうに考えますけれども、南部地域も含めて県内どこに住む高校生の皆さんにとっても、地域を離れず自宅から通学できるよう、進学に当たって学びの選択肢が確保されていくことが大切だと考えておまして、厳しい状況の中ではございますが、引き続きそういった取組を続けてまいりたいというふうに考えております。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 大学生のU・Iターン就職に係る取組、特に就職支援協定を締結している大学での取組について御答弁申し上げます。

先ほどから約8割の方が進学時に県外に行くということと、それからもう一つ、県内高等教育機関に入学された方の県内就職率というのが約5割にとどまっているという状況から、若者を県内に呼び込み定着させるためのU・Iターン就職を一層促進することが重要だというふうに考えてございます。

こうした中で、県外の三重県出身学生からは、県内企業のことをよく知らないという声が聞かれるなど、県内企業の情報が届きにくい現状があるというふうに考えております。また、最近の学生の就職観は、楽しく働きたい、あるいは生活と仕事を両立させたいとの考えを持つ学生が多く、働きやすさを重視する傾向があるというふうに考えております。

このため、県では、県内外の学生に対しまして、県内企業の魅力や働きやすさが伝わるよう、県内企業300社の情報サイト、みえの企業まるわかりN



AVI等によりまして、企業の情報発信に取り組んでいるところでございます。

また、若者の働きやすさを重視する傾向を受けまして、今年度は、名古屋、京都、大阪でU・Iターン就職セミナーを開催いたしまして、働き方改革で優れた取組を行っている県内企業の情報発信を行いまして、県内企業への就職を支援したいというふうに考えております。

加えまして、平成27年度から中京圏や関西圏で三重県の出身者が多い大学と就職支援協定の締結を進めております。今年度は11月に関西学院大学と協定を締結いたしまして、協定締結校は合わせて13校になりました。協定締結校の三重県出身学生に対しましては、メールマガジンや大学での県内企業合同説明会等によりまして、県内企業のインターンシップ等の情報を発信しております。今月14日には、協定締結校の就職担当者に県内企業の魅力を広く知っていただくため、津市にて就職担当者と県内企業との情報交換会を初めて開催したいというふうに考えております。

また、協定では情報発信だけではなく、大学の就職担当課との情報共有を通じまして、学生の意向や就職活動の実態を把握することで、U・Iターン就職の施策展開につなげているところでございます。

今後も、県内外の学生から就職先として三重県の企業を選んでいただけるよう、県内企業の魅力発信や県内企業における働き方改革の促進、就職支援協定締結校の拡大等に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

〔35番 日沖正信議員登壇〕

○35番（日沖正信） これも丁寧な御答弁をいただきました。ありがとうございます。

まず就職なんですけれども、先ほども三重県の企業を知ってもらうことが大事やという御答弁もありましたけれども、私のうちのこの話を出して恐縮なんですけれども、私も息子が3人おりまして、もう就職してるんですけども、3番目の息子が今年4月に県内の某企業に入れていただきました。

けれども、就職活動をしている中でやっぱり大手から順番に行くわけです

ね。東京本社とか大阪とかから当たっていくわけですけども、なぜ三重県の企業に就職をさせていただくことになったかということ、私、県議会議員をさせてもらって恥ずかしいんですけども、息子がなかなか県内の企業に目が向いてなかったというか、今の話のように県内にどんな企業があるのか、例えば上場企業もあるんですよとか、中小企業でもこんなことやっとるテレビに出てくるような企業もあるんですよとか、やっぱりそういうことがどうもきっかけになるようでして、ぜひ三重県の企業に目を向いてもらう、気づいてもらうというところをぜひ協定を結んでいる学校で、大学で何とか工夫して、そういうところに着目をして取り組んでいただきたいというふうにお願いをさせていただきたいというふうに思います。

それと、大学の進学についてですけども、もちろん県内どこに住んでおっていただいても、高等教育機関に行けるような環境づくりはもちろん三重県としてやっていかなければいけませんけれども、それともう一つ、三重県だけでとまっとっていただくといっても、はっきり言って限界がございます。ですから、もっと近い、隣同士の少し広い広域でここにおっていただいたら三重県に定着をしていただける確率が高いというふうな観点から、ぜひもう少し考えを広めていただくことができなというふうに思いますので、それをさせていただきたいというふうに思います。

少しまだ聞きたいところもあるんですが、もう後の質問もお願いしておりますので、進ませていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次は高齢化が進む社会における課題からということで、介護人材の不足と成年後見制度に関することを質問します。

まず、介護人材の実態把握と人材確保への取組についてなんですけれども、大変介護人材が不足しとるということは、もうたびたびこの議場でも質問に取り上げられておりますし、その実情は誰も共有するところなんですけれども、しかしながら介護人材についての実態というものは、どれだけその介護人材が今、三重県で不足をしているんだという尺度がなかなかないものですから難しいところがありまして、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の

基本事業、介護人材の確保において活動指標として掲げている県福祉人材センターにおける相談支援による介護職場への就職者数は、平成28年度、29年度を見ましても、ともに実績値は目標値を下回っておりまして、三重県でも2025年、団塊の世代の方々が75歳以上になるという2025年に向けて、2900人ほど不足が見込まれておるといところの中で、この指標でそれがなかなか難しい、厳しいなという傾向は判断できるんですけども、実際、この指標が三重県の不足する実態を全て物語っているとは言えるものではございません。

介護人材の確保は、現実には現場の事業所が自主努力であっせん業者にお世話になったりしるところも多いですし、また一方では、離職率が高いというふうに言われとる業界でもありますし、なかなか先ほど申し上げましたように人材不足とは言われているものの、全容を一定の尺度ではかりきれないものでございます。

しかしながら今、人材が足りないことから、特別養護老人ホームなどの施設におきましても、定員のベッド数まで稼働できていないところが各地で見られるという状況も関係者から聞こえてきておりますので、2025年に向けて人材が不足する県内の実態をどのように捉えておられるのか、ちょっと漠然とした質問ですけれども、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

そして次に、本県が全国に先駆けて進めていただいている介護助手の導入についてですけれども、（パネルを示す）これ、元気な高齢者の方々が介護助手として活躍しませんかというパンフレット、これ、県内の事業所に配布されて取り組まれておるわけでございますけれども、ぜひこの介護助手の事業、介護助手に来てもらうというのは、本当に多忙な現場で助かっているということでございますので、今年は導入のためのマニュアルを配布してより取り組まれるということも聞いておりますので、これからどれほどこの普及に対して取り組まれていかれるのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、また国に対する要望についてなんですけど、やっぱりこの介護保険の制度が改善されるなり、また新しい処遇改善の仕組みなりができてこない

限り、やっぱり抜本的な国の対策がない限り、劇的に介護人材の不足を解消するという事は難しいです。

ですから、ぜひ国のほうへもしっかりと働きかけをしていただきたいというふうに思うんですけども、国への働きかけをどのように取り組まれているのかも聞かせていただきたいと思います。

そして、高齢化が進む社会における課題からということでもう一つ聞かせていただきたいのは、成年後見制度についてのことでございます。

高齢化の進展につれまして、認知症の患者数はもちろん増加も予想されておりまして、認知症患者数が増えてまいりますと成年後見制度の利用を必要とする方も増えてまいります。厚生労働省の推計によれば、2025年には認知症患者数は700万人前後に達しまして、65歳以上の高齢者の約5人に一人を占める見込みを出されております。このことは高齢化社会の対策を進める上で、もう皆さんに広く認識されているところでございますけれども、今、国でも地方でもそういう社会に向けて成年後見制度の利用をしやすいように備えをしていこうということで、国では成年後見制度の利用の促進に関する法律を平成28年に策定しまして、市町村において相談機能も備えた中核機関設立も含めまして、成年後見制度の利用促進の施策についての市町村計画を定めることを促しておられます。

しかしながら、この市町村計画をつくるに当たって、大きな市はどうかわかりませんが、一般的に県内の市町の規模ですと、なかなかこの成年後見制度利用に携わられる機会も少ないですし、市長・町長申し立てというのもありますけれども、市長・町長申し立てもなかなか1年に自治体によっては1件あるかないかのようなことでございまして、国が促しているような市町村計画をつくっていくということについても、どうしたものかということで様子見のところも多いようでございますので、ぜひこれ国と市町との間の広域調整を図る三重県として、いろんな事例とか課題とかを整理していただきながら、調整役を務めていただいて市町と一緒に利用促進の環境をつくっていただきたいと思いますけれども、このことについても聞かせ

ていただきたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 介護人材確保と成年後見制度について御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、介護人材不足の現状ということですが、実態を全て把握するのはなかなか難しい状況ですが、三重県内におけます本年9月の有効求人倍率が実は1.70倍という状況にあります。介護関係につきましては4.17倍と他の職種に比べて高く、深刻な人材不足の状況にあるというふうに認識をいたしております。

また、本年度からの第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によりますと、2025年度の県内の介護職員数の需要見込みと、それから供給見込みの差、これは御紹介ございましたですけれども、2894名というふうに推計がされております。

このような中、介護の現場で働く介護職員を安定的に確保していくためには、処遇改善や勤務環境改善の取組を進めていくことが必要であります。

次に介護助手の取組についてでございますが、本県が全国に先駆けて取り組んでおります介護助手につきましては、これまで県内の介護老人保健施設で31施設、そして介護老人福祉施設で10施設、認知症対応型共同生活介護で3施設というような状況となっております。

この介護助手の取組をより一層普及させるために、今年度新たに導入支援のためのマニュアルの作成を進めているところでございまして、今後もそのマニュアルを活用して、今の施設にとどまらず様々な介護施設への普及を図ってまいりたいというふうに思っています。

そして、次に介護職員の処遇改善についてでございますが、昨年12月に閣議決定をされました新しい経済政策パッケージにおきまして、2019年10月から消費税率の引き上げに伴う報酬改定において、さらなる処遇改善を図ることとされ、現在、厚生労働省の社会保障審議会で議論がされております。

県では、処遇改善の確実な実現と現場の実情に応じた制度設計とすること、そして勤務環境改善に向けて、介護ロボット導入支援のさらなる拡充を行うことなどについて、本年5月と11月の2度にわたりまして、厚生労働省へ提言、要望を行っております。

今後も市町や介護関係団体等と一丸となって、介護人材の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、成年後見制度の利用促進についてでございますが、県内における成年後見制度の利用者数は、本年7月の時点で2276人となっております。今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、利用の必要性が一層高まってくるものと考えております。

昨年3月に閣議決定されました国の成年後見制度利用促進基本計画におきましては、2021年度までの間に、市町村におきましては法律、福祉の専門職団体との連携を図る協議会の設置であるとか、それから関係者からの相談対応や制度の広報、協議会の運営に当たります中核機関を設置、さらには市町村計画の策定について努めるということをされているところでございまして、県といたしましては、取組状況について調査を行いますとともに、市町に理解を深めていただくということが大事だと思っておりますので、担当者向けの研修会の開催、取組事例の紹介、さらには相談対応等を行い、市町の取組が進むよう、しっかりと支援をしてまいりたいと考えています。

〔35番 日沖正信議員登壇〕

○35番（日沖正信） ありがとうございます。

今のお答えを受けて、改めてお願いをさせていただきたいというふうに思いますが、介護人材については、足りない、大変だというふうに言われている中で御答弁にもありましたけど、そしたらどんだけ足りないんだという尺度がなかなかないもんですから難しいところがありますけれども、例に挙げさせていただいたように、介護人材の不足によって老人ホームなんかでも、例えば50床のところは45床までしか人が足りないんで稼働してないとか、100床のところは90床までしか稼働してないとか、どうもそういう実態があ

るようでございますので、数字的には把握できないにしても、その現状はできるだけ調査をして、今この介護人材が足りないことでどうなっているのかということ、ぜひできる限り把握をしながら対策を講じていただきたいというふうに思います。

また、いろいろこれからも介護人材の不足のことについては議論をさせていただきたいと思います。

それと、成年後見制度の利用促進については、市町のことでございますけれども、ぜひ一緒にこの計画づくりも取り組んでいただいて、三重県の県民の皆さんがどこの市町に住んでおられても、安心して、将来、成年後見制度を必要とする方々が利用できる環境をつくっていただけるように、三重県もぜひ御貢献いただけますようお願いをさせていただきまして、次に行かさせていただきます。

最後の質問をさせていただきますけれども、先ほども木津議員から産業廃棄物の対策に関する質問があったところでございますけれども、私は今回、増えつつある廃プラスチックの対策についてということで聞かせていただきます。

最近、マイクロプラスチックの話題が環境問題として関心が高まっております、我が議会でも取り上げられたりもしておりますけれども、そのもとになることもあるかもしれない、廃プラスチックが近年増えつつあるようがありますので、今回、私は廃プラスチックの実態と対応について質問をいたします。

廃プラスチックについては、主に中華人民共和国等に輸出することを目的にいたしまして、買い取る事業者が幾つもあるようですけれども、その輸入量の一番多い中華人民共和国では、環境政策のもとに家庭ごみとして出されているような生活由来の廃プラスチックについては、2017年末をもって輸入禁止になったとのことでございます。

昨年の統計によりますと、日本の廃プラスチック約143万トンの実に7割以上が香港を含む中国に輸出されていたとのことでありまして、この分の輸



出がとまってしまいますと、国内のどこかで滞留したり、費用をかけて処理しなければならぬ分が増えてくることとなり、ややもすると、不法投棄や不適正処理事案の増加につながる懸念もございます。

かつて、北京オリンピックにかかわる特需が終わったころなのですが、売らなはずだった廃プラスチックが、積まれたまま多量の産業廃棄物となってとどまってしまい、たまってしましまして県としての指導は続けていただいているものの、今日におきましていまだ山積みされた多量のものが撤去されない状態で、周辺住民が困り果てている事案が私の身近な地域にもございます。

(パネルを示す) この場所の質問をするわけではございませんけれども、例えばなんですけれども、こういう写真を見ていただきますけれども、廃プラスチック、これ全部廃プラスチックなんです。これ、年月がたつ中で草が覆っておりますけど、全部これ、両方とも廃プラスチックの山です。じっと見てみますと、例えばこれ、(パネルを示す) ペットボトルのキャップとかいろんなものがあるんですけれども、これ、一つの袋に入れて恐らく売らなはずだったんだろうなというふうに思いますけれども、もうこういうふうな状態になってきているところもございまして、このことについては引き続き指導もいただきたいわけでございますけれども、今回の質問は中国の輸入禁止の影響で、不適正事案につながるようなことが出てこないように取組が求められているところでございまして、このようなことについて、県においての実態の把握と、今後の対策についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。お願いいたします。

[中川和也環境生活部廃棄物対策局長登壇]

**○環境生活部廃棄物対策局長(中川和也)** 廃プラスチック類の海外での輸入規制等に伴う県内の状況と県の対応についてお答えをいたします。

平成29年末から中国において使用済みプラスチック等の輸入禁止措置が実施されており、国において地方自治体及び産業廃棄物処理業者に対し、輸入規制等に係る影響等についてアンケート調査が実施されました。



本年10月に公表された調査結果では、現時点で生活環境の保全上の支障の発生は確認されていないものの、国内において保管量が増大していること、一部の処理業者において受入制限が実施されていることから、今後、廃プラスチック類の適正処理に支障が生じたり、不適正処理事案が発生したりすることが懸念されております。

県では、処理実態を把握するために、産業廃棄物処理業者等への立入検査に際しまして、処理や保管状況の確認を行っているところでございます。

その結果、県内においても、これまで有償取引されていた廃プラスチック類の価格が低下していることや、売却先の確保が困難となっていることから、一部の事業者で保管量の増加が見受けられるものの、現時点で、不法投棄や著しい保管量の増加にはつながっておりません。

今後、廃プラスチック類の不法投棄や大量保管など、不適正な処理が行われることが懸念されるため、産業廃棄物処理業者等における保管状況等を注視し、指導を行うなど、不適正処理の未然防止や早期発見を図ってまいります。

〔35番 日沖正信議員登壇〕

○35番（日沖正信） ありがとうございます。ぜひ御答弁いただきましたように、不適正な事案が発生して住民の皆さんが困るようなことが起こってこないように、事業者とともに実態を把握していただきながら引き続き対応いただきますように、よろしく願いいたしたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前田剛志） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

---

午後1時0分開議

## 開 議

○副議長（前野和美） 大変お疲れさまでございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。28番 服部富男議員。

[28番 服部富男議員登壇・拍手]

○28番（服部富男） どうも改めましてこんにちは。自由民主党県議団の服部富男でございます。

質問に入らせていただく前に、ちょっと知事にもお話をさせていただこうと思っています。本来は、今日は通告では知事にも発言を求めるといってお願いをさせていただいてあります。ですけど、今回は知事は登壇いただかなくても結構でございますので、ゆっくりと聞いていただければありがたいかなというふうに思っておりますので。突然指名するようなことはございませんので、よろしくお話を申し上げたいと思います。

また、いずれ改めていろいろと知事もお話をされる時があるかというふうに思いますので、よろしくお話を申し上げたいと思います。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

1番目のあすまいるの動物愛護事業でございますけども、もう私も何度も、昨年この場に立たせていただいて、三重県動物愛護推進センターのオープンにかけてしっかりと対応していただくようにということもお願いをさせていただきました。

この12月2日で来館いただく方がちょうど1万人を超えられたということで発表がございまして、本当にめでたいことだなということで、今日はあすまいるを中心にしたお話をさせていただこうと思ってたんですけど、それよりも今回は各地区にあります10カ所の保健所の対応について質問をさせてい

ただこうと、このように思っております。

先ほどもお話しさせていただきましたように、開所してから1年と半年、特に動物愛護の保護活動がしっかりとNPOや、そしてまたボランティアの人のおかげでどんどんと殺処分ゼロに向かってあすまいるもスタートを切っておるわけでございますけど、非常に殺処分は少なくなってきたというような思いもあります。

ですが、私の仲のいいメンバーでございますけど、動物保護の活動をしている方のこのいろいろと資料をいただきました。10カ所の保健所の対応、いろいろと南から北まで、対応でございますので保健所によってはいろいろと対応が違うんじゃないかなというふうな思いで聞かせていただいていたんですけど、平成20年度の犬の収容数がちょうど1539、収容されていたということでございまして、これ保健所全体なんですけど、それでもう10年たちまして、それが638の収容というふうな形になっていました。非常に収容数が少なくなってきた、そしてまた愛護団体に対しての譲渡数も非常に伸びてきたということで、この愛護団体の皆さんと、そしてまたあすまいるの運営の皆さんがしっかりと対応していただいていること、そしてまた保健所の皆さんも御苦労いただいていること、心から感謝をするところでもございます。

ですが、猫の殺処分の数字、この10年間で平成20年度、猫の収容数がちょうど3501匹ということで、そのときに譲渡数というのはゼロだったんですね。ですから、殺処分は3400匹、非常にそのまま殺処分に回されているというような状況であったわけでございまして、それがいろいろと県行政のいろんな政策等々と変化をしていただきまして、そして動物愛護の皆さんがしっかりと対応していただいたおかげで、今現在として平成29年、猫の収容数は927匹まで下がってきております。そしてまた、譲渡数、動物愛護団体に譲渡をする、引き渡しする数字が346匹。ですから、もちろん飼い主がわかった14匹は返還をされましたけど、殺処分数はまだまだ多くて、556匹が残念ながら殺処分に回されているというような状況です。

ですけど、その中の、556匹の中では、けがをしたり、病気をしたりと

いった猫ちゃんもあるわけでごさいますて、獣医師の皆さんが決断を持って殺処分をしなきゃいけないという、本当に辛い思いで殺処分されておられるのかなということでごさいます。

今後、その中で保健所の対応もいろいろと違うということももちろんでごさいますけど、昨年のおきにもお話をさせていだきましたように、ボランティアのいろんな団体としっかりとした連携をとっていただければありがたいなと。そして、それをあすまいるを中心に発信をしていだいて、そして各10カ所ある三重県の保健所の皆さんと、そしてまた地域でしっかりと活動していただいている動物愛護団体の皆さんとしっかりとした連携と信頼のもとで、殺処分ゼロになるように御尽力いただければというふうに思っておりますので、その点、どのようなお考えで今後進めていかれるのかをお尋ねをさせていだきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 動物愛護事業で保健所も含めた動物愛護団体との連携ということでお答えをさせていただきます。

議員からも御紹介ございましたが、平成29年5月28日に、動物愛護管理の拠点として動物愛護推進センターあすまいるを開所いたしまして、犬、猫の譲渡や飼い主のいない猫の減少に向けた取組を行いますとともに、動物愛護団体を含む様々な主体との協創の取組を進めているところでござひます。

具体的には、動物愛護団体等に協力をいただきながら、県民への啓発を行いますとともに、保健所に収容された犬、猫の命をつなぐ取組として、個人への譲渡だけではなく、動物愛護団体等への譲渡を行っております。

また、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術については、公益財団法人どうぶつ基金と連携をいたしまして、実施をしているところでござひますが、今年度は新たに、クラウドファンディングを活用しまして、この寄附金によりまして三重県獣医師会と連携した取組も行っております。

さらに、住民からの相談でありますとか犬、猫の保護に当たりましては、動物愛護団体等と連携をして、保健所を中心に取組を進めているところでござひます。

ざいます。

これらの取組のさらなる充実を図るために、保健所と動物愛護団体、ボランティアとの連携強化ということを今後一層図っていきたいと思っております。引き続きまして、その様々な主体と連携をして、動物愛護の取組をより一層推進をしまいたいと考えています。

以上でございます。

〔28番 服部富男議員登壇〕

○28番（服部富男） 福井部長、どうもありがとうございました。すばらしい御答弁いただきまして、ボランティアの愛護団体の皆さんも、これから保健所の皆さんとしっかりとした連携のもとで、もちろん病気で殺処分しなきゃいけない、事故とかそういったところで、どうしても命を奪ってしまわなきゃいけないときもあろうかというふうにも理解しておりますし、今後しっかりとした対応を進めていただきますように、よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

幹線道路国道306号の整備についてでございますが、この質問も私も2年前にもいろいろとお話をさせていただきました。なかなか国道306号の整備というのは難しい状況に今陥っておるのではないかなというふうにも思います。予算的なことも含め、しっかりとした対応を望むわけでございますけど、今回、国道477号の菰野町にもバイパスが開通式を迎えました。10月27日に無事に国道477号バイパスが完成をしたわけでございます。

そしてまた、来年の4月以降には、新名神高速道路の菰野インターチェンジも供用開始になろうというふうにも思っておりますし、いつになるのかなというので楽しみにさせていただいております。

ですが、やはり員弁の方向に移しますと、東海環状自動車道がどんどん整備をされてきます。今、東員インターチェンジがある中で、これから大安インターチェンジ、そして北勢インターチェンジというような形の推進を見る状況でもございまして、その北勢インターチェンジ、大安インターチェン

ジ、東海環状自動車道のインターチェンジとで員弁から菰野までの間、菰野インターチェンジの間、そしてまた鈴鹿インターチェンジまでの間、これが国道306号が幹線道路として非常に重要な道路になってきておるわけでごいまして、道路の今の車、1日に通る車が年間1日で3000台、そしてまた4000台と増えてきている状況もちょうど昨年でしたかね、訴えをさせていただきました。

あのときは、国道306号の田光地区の相生橋が非常に狭い、その橋の幅を広げてくれというお願いをさせていただいたところでごいしますが、非常に厳しい状況の中でございますので、なかなか前へ進まないということもございます。

ですが、今回、ある程度の新名神高速道路、来年の4月以降の供用でございますので、そういったところで行きますと、菰野インターチェンジへどんどんと車が流れてくると、それとまた鈴鹿インターチェンジのところから今度は東員のほうへ、員弁のほうへという車がどうしても高速道路ではお金がかかるものですから、運輸関係のところは、物流関係のところはどうしても下を通ると。下を通して、国道を通っていくか、県道を通っていくかでやはり金額的にも非常に変わってくるんだということも教えていただきました。

そうすると、この幹線道路の国道306号が非常に重要な道路になってくるということが明らかでごいまして、今後、やはり災害等々、これは考えるわけではございませんけれども、災害は本当に来ないほうがいいわけなんでございますが、地震とかそういったものが来た場合、この国道306号が救難の本当の物流の大事な拠点になるのではないかと、物資を運ぶこの一番の重要な位置になるのではないかとというように私たちも思っております。今後、非常に難しい状況ではございますけれども、国道306号の整備について今後どのようにまたお考えをいただけるのか、よろしくお願いを申し上げたいと思います。御答弁をお願いいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 国道306号の菰野町内の改良についてでござい

ます。

菰野町内の区間におきましては、路肩の狭い箇所もございますが、2車線道路として1次改築が完了しておりますので、現状では整備については厳しい状況かと考えてございます。

ただし、交通量調査につきましては継続して調査を行っていくように考えておりまして、議員からも御紹介ございましたように、今年度末には、新名神高速道路の新四日市ジャンクションから亀山西ジャンクションの区間や、東海環状自動車道の東員インターチェンジから大安インターチェンジ（仮称）の区間が開通しますので、東名阪自動車道や国道306号の交通量が変化するんだらうというふうに想定しております。このため、開通後におけます国道306号の交通量調査を継続して実施をしまして、大型車を含めた道路の利用状況を確認していきたいというふうに考えてございます。

〔28番 服部富男議員登壇〕

○28番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。なかなか難しい状況ということは重々承知はしております。

この国道477号のバイパス工事ですけれども、これから先へ進む、鈴鹿スカイラインのほうへつなげなきゃいけないという事業も残っておりますし、菰野町にだけ予算をつけるわけにはいかないというのも重々承知でございます。

ですが、やはりそういったところを削るわけにはいかないんですけれども、今のこの国道306号で私も歩道のないところがたくさんありますものですから、車で走っているときには全然感じないんですけど、歩いてみると、本当にトラックが横を通っていく、この白線が50センチメートルぐらいしかない歩道ラインといいますか、そういうガードレールですね。その間を歩いてかなきゃいけない場合もございますので、やっぱり車で走っていると歩いてみるのとではえらい違うなというような思いで、今もこの菰野町の杉谷地区から朝上地区までの、田光地区までの区間も本当に狭い、歩道もない状況もあるわけもございますので、また部長、よろしかったら調査、直接見に行っていたきたいなど。実際に歩いていただければ、本当に車の量と、

そしてトラックが本当に隣を走っていく、そういった状況が分かっていたいただけるのではないかなという思いであります。どうぞ、またその点、しっかりとまた今後も御検討いただいていますよう、よろしく願いを申し上げたいと思います。

それと警察本部長、難波本部長にもお話をさせていただきたいんですが、その今の国道306号の朝上地区の状況の中で、今、四日市西警察署の交通課と今の菰野町と田光地区の皆さんと、このゾーン30の実施に向けて今御検討いただいているというよりも、これから進めていただいております。朝上小学校、ちょうど国道306号のその横なんですけど、ちょうどその通っていく右側のところなんですけどね。やはり時速30キロメートルの規制をしなきゃいかんという状況の中で、小学校、そして中学校、保育園等が本当に集結している場所なものですから、やはり学童の方の通学、そしてまた中学生の方の自転車通学、そういったゾーン30の中で地域がいろいろと要望を出されているというふうにも理解しておりますけど、これからそういった意味で今、四日市西署と本当に町民の皆さんの安心安全のためにもいろんな交通施設等々要望がありましたら、少しでも前に進めていただければありがたいなというふうに思いますので、これはちょっと要望にとどめさせていただきますけど、よろしく願い申し上げます。

それでは、続きまして次の質問に入らせていただきます。鈴鹿国定公園の環境保全整備でございます。これもまた毎年というよりも、4年前にも東海自然歩道について、いろいろと皆さんにも質問をさせていただいたことでございます。

もう東海自然歩道の今までの進め方というのは、お話があるように、毎回言わせていただいているように、東京の八王子から大阪府の箕面市までの間というので、1697キロメートルが東海自然歩道なんです。ですから、この鈴鹿山脈の鈴鹿国定公園内の距離からいきますと、いなべ市北勢町からそして今の私のあれでいきますと津市美杉町ですか、それまでが三重県の区間で197キロメートルあるわけでございます。



鈴鹿国定公園も50周年を迎えてしっかりと観光的なことも含めてPRをしていただいていますし、菰野町の湯の山温泉も開湯1300年を迎えて今の環境生活部、農林水産部、そしてまた観光局としっかりとPRをしていただいております。知事もこの間も御在所ロープウェイのほうで植樹をしていただいたり、木を植える活動もしていただきました。子どもたちがたくさん知事の周りに駆け寄って、スコップで一生懸命にやっておられたのを今も覚えております。

ですが、やはりこの東海自然歩道のあるところは、この10年前の平成20年に菰野町もゲリラ豪雨、いなべ市もゲリラ豪雨があつて、そのときにちょうど知事が就任をされた1年目ぐらいだったのかなというような思いで見させてもらっていますけども、本当に大変な状況でありました。私が行かせていただいたのかな、知事は紀伊半島のときでしたね、水害のときです。

今でも菰野町の東海自然歩道は分断されたままのところ非常に多いということでもあります。今年は高校総体インターハイの登山競技がちょうど三重県民の森、自然学習展示館を中心にスタートをしていただくということで、この8月に競技が開始されましたが、天候が非常に暑くて距離を半分にしたりのいろいろされて御苦労されたのかなというような思いでございます。

ですが、そこのところに個別の名前を出しておかしいんですけど、朝明ヒュッテというのがございまして、そこには昔からのキャンプ場があるわけなんですけど、そこをずっと走ってきて、これ県道なんですけど走っていきますと、両サイドに東海自然歩道という、そのちょうど案内板が出てくるんですね。ですけど、そこは大きなブロックがあつて、とまってもう行けない状況にもなってます。右側のほうはロープがあつたり何かして、もうそこで分断されているのが現状でありますし、ちょうど今年の東海総体、このインターハイのときは、皆さんは歩いて行かれますものですから、高校生の皆さんはどんどんと歩いて行かれたんだろうと思います。

ですが、環境が非常に悪くなってきているのが現状でありまして、バスの最終が平成27年の8月8日と8月10日に2往復だけが、これ、三重交通に悪

いですが、そこでその日を境にバスが通わなくなってきました。だから、3年たってもバスが全然動かない状況なんですね。停止をされて。

私もたくさん写真を撮ってきました、本当だったらパネルを私は10枚とか15枚、いつも毎回持ってくるんですが、今回も写真は撮ってきたんですけど、バス停だけが残された状況の中で、ぼつんとあります。そのバス停が、その辺の山へ登られた方がバス停で立っておられるんですね。だから、私も帰るときにどうされたんですかと言ったら、いやバスが来るまで待ってるんやわとって立っている。だけど、もうバス来ないですよということもお話しして。だから、知らないでベンチに座ってみえる方もあるわけなんです。だから、そういった状況をしっかりと考えていただけるのであれば、この今の東海自然歩道と鈴鹿国定公園の環境もどんどんと悪くなるし、観光入込客数もどんどん減っていく。やはり人が来なければ草一つ刈る力もなくなってくるわけですね。環境整備する力もなくなって来るわけです。

ですから、東海自然歩道、予算が平成28年、ちょうど28、29、30、3年間ゼロなんですね。予算計上されておりません。東海自然歩道の予算だけ。ですから、ゼロになっているのはいつまでたってもゼロなものですから、平成31年度、来年度は、今年もゼロなんですけどね、31年度はゼロよりも少しやっぱり格上げしていただいて、たとえ少しでも予算を付けていただきたいな、これは要望にさせていただきますけど、今後どのように東海自然歩道の整備、お考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 東海自然歩道の整備についてということで御答弁申し上げます。

鈴鹿国定公園は、先ほど議員からも御紹介がありましたとおり、本年、指定50周年を迎えたところでありまして、様々なイベントが行われたほか、インターハイの登山競技も開催されるなど、注目度が高まっているというふうに考えております。

また、公園を縦断する東海自然歩道は、自然や名所をめぐるコースとなっ

ておりまして、鈴鹿国定公園の魅力の一つとなっております。

しかしながら、完成から40年以上が経過いたしまして、のり面や路肩の崩壊が進むとともに、歩道の手すりなどの老朽化が進んでいるというふうな状況でございます。

このため、県では、今年度に地元企業や市町、地域の皆さんと連携いたしまして、自然歩道等の現況を調査し、劣化した床ブロックの取り換えや、腐食した手すりの撤去などを行ってまいりました。

また、被災した歩道の迂回路の検討や、老朽化した案内標識の撤去についても、今年度内に行うことというふうにしております。

今後も引き続き、東海自然歩道を利用させていただく皆さんの安全・安心を確保するために、地元企業や地域の皆さんなど、多様な主体と連携して老朽化した箇所調査や補修に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、東海自然歩道をはじめとする県内の自然歩道の周辺には、森林環境教育でありますとか、野外体験活動等にふさわしい場所が数多く存在するというところもございますので、自然に親しみ、森林とふれあうことができる環境整備に積極的に取り組むことで、森と人をつなぐ学びの場づくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔28番 服部富男議員登壇〕

○28番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。本当に厳しい財政の中でしっかりとこれからも対応していただけるんだなという思いで聞かせていただきました。

今、みえ森と緑の県民税もありまして、そしてまた国からは、これから環境税も導入されるような状況の中で、本当に財源、非常に厳しい状況かもわかりませんが、少しでもそういったみえ森と緑の県民税、今いただいている皆さんからの税金の中からのとえ少しでもいいから、東海自然歩道に回せるような予算がうまくこういった形の形態ができるようお願いをしたいなど

思います。これは要望にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願  
いいたします。

続きまして、この河川流域の防災についてであります。これは鈴鹿国定  
公園の環境保全整備の中での河川流域防災についてということも、もちろん  
なんです。やはり流域というのは上流の支流があつて、それから下流があ  
るんだと。これは一つのラインがしっかりとした整備をやっぴり必要とする  
ということだろうと思います。

今、鈴鹿国定公園の中の渓谷の中には、土砂撤去ができない状況はもちろ  
んなんです。なぜかといいますと、湯の山温泉とか今の渓谷は石がたくさん  
ありまして、石が多過ぎて石は上からおりてくるんですね。土石流、水量が  
多いときに流されてくるわけです。ごろんごろんと流されてきます。そして、  
この大きな石はそこでとまってしまう。そしてまた、砂はどんどんと流れて  
いって伊勢湾の河口に流れていくというようなことでありまして、実際に湯  
の山に限らず、今、三重県のこの渓谷の中での今の石は非常にたくさん堆積  
されているんじゃないかなというふうにも思います。

この護岸整備、やはり伊勢湾台風で湯の山も非常に荒れたんです。もう護  
岸がどんどん整備されていったわけなんです。だから、伊勢湾台風のとき  
にしてから、既に60年過ぎようとしている状況の中で、やはり古くなってき  
ている老朽化というものが否めないわけでございまして、その中で石がどん  
どんと固まってくると、やはり今度、上から豪雨が来た場合のハイウォー  
ターレベルの設定も非常に上のほうに設定をしていただかないと、これは乗  
り上げてしまう状況というのは、これはどんな川でも考えられるのではない  
かなというふうにも考えます。

ですから、今、鈴鹿国定公園の中でといいますと、員弁の日沖議員の今日  
のお話にもありましたけども、そのところの員弁川、そして田光川、そして  
朝明川、三滝川、金溪川、菰野町から鈴鹿山脈のこの間の川がありますけど、  
実際に渓谷に対してはなかなか手が入りられない国定公園内でございますの  
で、そういったところの石を取り出すの一つをとっても難しいのではないか

などというように思っておりますので、一つの上流、支流から下流までの川の状況、これからどのような災害を防ぐための政策をされていかれるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** それでは、河川堆積土砂の撤去について、状況も含めて御説明をさせていただきたいと思えます。

河川に堆積した土砂につきましては、河川全体の状況を確認した上で、河川管理上、優先度の高い箇所を市町と協議を行い、撤去に取り組んでおるところでございます。

平成29年度におきましては、四日市建設事務所管内におきまして、三滝川、竹谷川など7河川で約4万5000立方メートルの堆積土砂の撤去を行いました。また、三滝川など3河川で約3500平方メートルの雑木の伐採を行ったところでございます。

平成30年度につきましては、四日市建設事務所管内におきまして三滝川など6河川で約4万9000立方メートルの堆積土砂の撤去、員弁川など6河川で約5000平方メートルの流木伐採を予定をしておるところでございます。

平成30年度また、平成30年9月の台風第21号等の影響もありまして、三滝川、杉谷川などにおきまして土砂の堆積がございましたので、県単災害復旧事業において撤去申請を行い、対応していきたいというふうに考えてございます。

議員御指摘の転石の件でございますが、河川の治水上、必要なものがあれば撤去も考えていく必要があるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

〔28番 服部富男議員登壇〕

○**28番（服部富男）** ありがとうございます。非常にたくさんの土砂撤去も進めていただいておりますのは重々承知でございます。四日市建設事務所のほうの担当の課も4万9000立方メートルですか、非常にたくさんの土砂撤去をいただいております。今後もしっかりと対応を進めていただきますよう

をお願いをさせていただきたいと思えます。

けれど、やはり溪谷にある、実際に山の溪谷には石しか残っておりませんので、玉石が、2メートルぐらいの石がごろんごろんこの溪谷にあるわけでございます。そうした石が水の流れによって下へおりていく、そしてまたそれが詰まっていく、今もお話しさせていただいたように、ハイウォーターレベルの調査というのは、堆積で見えるわけですから、そういった石の堆積もはかってもらわないと、川がどのように動くかということは、やっぱり流域を調査をしてもらいたいと、これはまた要望をさせていただいて、おさめさせていただきたいと思えます。よろしく願い申し上げます。

次の質問でもございます。これまた朝日町における交番設置、これもまた2年前に質問をさせていただきました。非常に厳しい状況であるということで、2年前も御答弁をいただきました。朝日町、川越町、そして四日市市を取り巻く状況というものは、今、刑法犯の認知件数が非常に多いという場所でありまして、もちろん本部長も御存じだというふうに思えます。四日市北警察署が新しく新築移転をされまして、私たちも式典にも参加させていただいて、いよいよ新しい、そうした地域の連携と、そしてまた所管する管内の警備体制の充実もこれから図られていくのかなという思いで、喜んでおる状況でもございます。

特に、今、犯罪が多いと言いましたけど、刑法犯の犯罪をしっかりと認知できるだけ警らしていただいているのかなと、皆さんが犯罪をしっかりと調査していただいているのかなという思いでありますし、今まで朝日町に交番が欲しいというのは、私の思いではありますけど、今、川越町も朝日町も同じ朝日川越交番で警ら、警備をしていただいているわけでありまして、やはり1000人に対する認知数が多いということは、あくまでも犯罪がそれだけ多いわけなんです。それはもちろん四日市市も同じなんです。だから、四日市市、川越町、朝日町といった連携が非常に厳しい状況で、刑法犯が非常に多い場所である。刑法犯というよりも窃盗が非常に多いということをお伺いしております。朝日町の団地がたくさんありまして、住民の皆さんもどん

どんと新しい方が住まいされております。

ちょっと私の知り合いにも聞かせていただきました。深夜のうちに冬用のタイヤを玄関口の戸の横に置いといて、そしたらもう去年使ったものだからと思って置いといたんですが、もうそれがなかったと。

ですけど、もうその方いわく、こんなこと言っても警察に連絡しても絶対捕まらへんし、もうそのままにしといたわという方もあるわけなんですね。ですから、今後、非常に厳しい財源の中で、それとまた人的な配置も非常に難しい中で、この朝日町の交番の設置に対して強く要望をさせていただきたいと思っておりますけど、本部長のお考え、そしてまた今後の四日市北警察署管内の警備体制に対してのお話も聞かせていただきたいと思っております。お願いいたします。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） それでは、お尋ねのうち、まず四日市北警察署が今回移転しまして、それに伴う治安整備対策というところと、それから朝日町内に交番ということでの御要望をいただいた件、大きく2点について答弁をさせていただきます。

まず四日市北警察署であります、このたび旧庁舎から直線距離で西のほうに約2.4キロメートルの場所に移転いたしました。これによって管内の東部のほうに位置しております朝日町や川越町などにおける警察活動に影響が生じないよう取り組んでいるところでございます。

具体的には、隣接する警察署管内のパトカーに対しましても、必要に応じて警察本部の指令室から警察署の管轄を越えて現場対応を指令するということとしておりますほか、本年の5月からであります、本部の自動車警ら隊の北勢地区における活動拠点をみえ川越インターチェンジに設置をいたしまして、この地区での活動をより充実をさせたところでございます。

次に交番、駐在所の設置についてでございます。一般的な考え方になりますけれども、まず交番、駐在所につきましても、人口、世帯数、あるいは面積、それから事件、事故の発生状況、こういった治安情勢に応じて設置をし

ております。

新たな交番等の設置ということになりますと、都市構造の変化でありますとか人口の増加などによって、当該地域の治安情勢に著しい変化が認められた場合に、その必要性を個別に検討することとしております。

朝日町につきましてですが、人口や世帯数が増加傾向にあるということは承知をしておりますし、県下の中で人口当たりの犯罪の認知件数も比較的多い地域だということも承知をしております。

ただ一方で、犯罪や交通事故等の発生件数の絶対数そのものは、ここ数年減少傾向にあるというところでございます。

朝日川越交番、先ほど言及がありましたけれども、これは川越町内に所在はしておりますが、所管区は朝日町から川越町に及ぶ所管区でありまして、そのほぼ中央部に位置をしております。交番から朝日町の境までは約300メートル、朝日町役場までも約1.1キロメートルと朝日町に比較的近接している場所というところでございます。

これまで、交番勤務員の体制強化あるいは警ら立寄所の増設も進めさせていただいております。現時点では、この交番で朝日町内の治安事象にも対応が可能であるという認識をしているところでございます。

そうした事情や理由によりまして、朝日町への交番等の設置ということにつきましては、また引き続き慎重な検討を要すると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、三重県警察といたしましては、今後とも地域の安全・安心の確保に取り組んでまいりますので、御理解いただきますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

[28番 服部富男議員登壇]

○28番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。非常に厳しい状況ということも重々理解しておりますし、実は朝日町は以前は駐在所のような形で置いてもらったらしいんですが、実際に川越町と統合して朝日川越交番とい



うことにしました。そのときの人口予想が、人口がどんどん少なくなっていくだろうというような予想だったんですね。そのときは右肩下がりだった。

ですけど、この4年前に大きな団地ができて、四、五年前からそこに3000人ほどの人が住まいをされるようになったわけなんですね。

だから、右肩下がりが右上がりの地域になったわけなんですよ。だから、そういった決断、地域の皆さんの決断で団地をつくって、人に住んでもらうというような熱い思いもあられたんだろうと。

ですけど、そうすると、人口はもう4000人ぐらい増えているものですから、当初の形と全然違うものですから、その点、また事情はいろいろとあるのはよくわかるんですけども、御検討いただければありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

それじゃ、次の質問に入らせていただきます。5番目の新学習指導要領における英語教育についてでございますが、ちょうど文部科学省が平成32年の実施に向けて英語の授業を強化していこうということでございまして、もちろん説明するまでもございません。小学校の高学年、今まで5年生、6年生を英語に親しもうというような形で教えていたのを、3年生、4年生にそれを持ってきて、小学校の中学年、3年生、4年生を英語に親しむ状況にしていきたい、そして5年生、6年生に教科として英語をしっかりと学んでもらおうと、こういうような文部科学省の今からの導入ですね。そういったものに関して、やはり小学校の先生方、今まで5年生、6年生を担当して、御自身は英語を専門としては学ばなかった先生方も小学校で当然、今、教鞭をとってみえるわけですね。

ですから、授業をするのに対して英語を今度やらなきゃいけない。だけど、英語というのは中学校の英語の専門の免許を持ってなければ小学校でも教えられないような状況になるということでもありまして、ちょうどこの2年ぐらゐの間、平成30年、31年がその移行に対しての措置であるというような状況で聞かせていただいておりますけども、そういったことは今後、中学校も

もちろんなんですが、中学校は中学校で、もちろん私から言うまでもないんですけど、全教科、英語の教科を全部英語を使うようにしていこうと、そこで日本語、使えないかなど。私だったらもう逃げ歩いて、授業も出たないわと、全部英語でしゃべらんならんというふうな状況になっていくのかなど。それは文部科学省がもうちょっと考えていただきたいなというふうに思うんですけどね。中学校の英語の授業も変わる、そして5年生、6年生の授業も教科として、学科として認定されていく、その中で三重県として私はこれ、小学校の先生方は非常に大変だなと、移行措置があるのにもかかわらず、免許をもう一度取りに行かないと小学校で教えられへんのかなというように思いで、先生方、これから講習とかそういうのを受けられるみたいですけど、本当に大変な状況になろうというふうに思っておりますので、その点、教育長、どのようにお考えかをお尋ねをさせていただきたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 新学習指導要領の全面実施に向けて、英語教育についてどのような取組を行っていくのかというような御質問でございます。

議員からも紹介いただきましたが、新学習指導要領において、小学校3、4年生で外国語活動、5、6年生で外国語科がそれぞれ導入され、平成32年度から全面実施をされることとなりました。

平成30年度、31年度の移行期間においては、新学習指導要領の円滑な実施に向けて、最低限必要となる内容について、小学校3、4年生では15単位時間、小学校5、6年生では50単位時間の授業を行うこととなって、教員が英語を指導する力をさらに身につけていく必要があります。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では、英語の指導力向上に向けて、平成27年度から3年間、全ての小学校の英語教育の中心となる教員に対し、具体的な指導法を学ぶ英語教育推進研修を実施いたしました。

また、国が作成した指導計画例、実践例等の研修ガイドブックを校内研修等で活用できるように、全小学校に配付をいたしました。そして、県の指導主事、研修主事が要請に基づいて市町や学校を訪問し、模擬授業等を行う出

前研修も行っているところでございます。

さらに、学校に近い場所で研修が受講できるよう、市町の教育研究所等と連携し、県内13地域で、英語の授業づくりについて学ぶ地域別の研修も実施をしております。

平成30年度は、これらの取組に加え、新たに県内3中学校区を指定した三重の英語教育改革加速事業を実施し、指導方法や評価等に関する研究を行い、授業モデルを構築するとともに、その成果を公開授業等を通じて普及をしています。

11月に行った公開授業では、参加者から、子どもたちが英語で話したくなる場面設定の大切さを学んだ、教員が多く英語を使うことで、子どもも積極的に取り組むことがわかったという感想が寄せられております。

指導体制のほうですけれども、小学校と中学校英語両方の教員免許を有する者を小学校教諭として特別選考で採用し、平成30年4月には4名を配置をしたところでございます。

また、平成30年度から小学校12校に常勤の英語専科教員を配置し、単独で授業を行うとともに、小学校97校に非常勤講師を配置して、教員の授業準備や研修が円滑に行われるようにしているところでございます。

さらに、中学校にも15校、非常勤講師を配置し、中学校の英語教員が近隣の小学校に行って小学校教員と一緒に授業を行うことにより、指導力の向上に取り組んでいるところでございます。

県教育委員会としましては、教員が自信を持って英語の授業を行い、県内全ての小学生が、英語でコミュニケーションを行う基礎的な力を身につけることができるように、今後も引き続き、市町教育委員会と連携して、取り組んでいきます。

〔28番 服部富男議員登壇〕

○28番（服部富男） 御答弁ありがとうございます。やはり小学校の先生や中学校の先生方、担任を持っておられる方もたくさんみえますので、そういった形でどうしても講習とかそういうところに行かなきゃいけない、それ

を補っていただくような職員の皆さんの非常勤の先生方の配置をぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願います。

それじゃ、次の児童相談所の対応についてということで質問させていただきます。

2018年のこれ、今年の3月に虐待を受けたということで死亡をされました船戸結愛ちゃん5歳、この方が両親の虐待によって亡くなられたと。私もテレビの報道で見させていただいて、本当にかわいらしい笑顔で語っておられる動画がありましたので、それも本当にびっくりする状況で、つらい思いだなと私も見させていただきました。かわいそうだなと。

だけど、本当に結愛ちゃんのノートの中に、お願い、許してと言うたにもかかわらず、お父さん、お母さんが許してもらえなかった、御飯ももらえなかった脱水状態、そしてまた栄養失調で亡くなられたということですので、残念なことだなというふうに思います。

そんな中で今年、これ3月に起きた事件なんですが、船戸結愛ちゃんは。私のちょっと今からお話しさせていただくのは、今年のちょうど6月から7月からにかけての話でございます。場所は、僕の知り合いの方の5歳の男の子が、名張なんですが、児童相談所に一時保護されました。個別のことはなかなか、プライバシーの問題がありますのでお話ができないんですけど、いろいろと行政の皆さんと相談を、いろんな話を聞かせていただきました。

その中で、だけど、ちょっと違うなということで私、現地のほうへも行かせただいてお話を聞かせていただきました。児童相談所の話を行政が今、執行部の皆さんが聞いてきていただいていることと、私が現地のところに行ってお話を聞かせていただいたこととは、かなりの食い違いがあるなというので非常に残念なんです。私、そこまで質問をしないでおこうと思ってたんですが、今回はちょっとそういった場所と、どういう状況だったかということも含めてお話をさせていただきたいと思います。

これ、言わないと、これ最後ですのね。今年度、最後。私の期別の中では最後かもわかりません。だけど、来年、来れないかもわかりませんので、

来年度、来るように努力をしますけども、今日はこの質問を最後にさせていただきますと思います。

ちょうどこの5歳児の男の子がお母さんと毎日同じような状況の中で保育所に行きました。そして、お母さんは保育所に預けて、新学期ということで園長先生も、保育所の先生も新しくかわられて、今まで0歳から5歳までその保育所に通わせていただいていた。その子は発達障がいのあるお子さんなんです。お兄ちゃんも発達障がいがありまして、小学校に通っておられます。そして、御夫婦でそのお子さんを一生懸命に育てて、そしておばあちゃんも、そしてその大おばあちゃんもおみえなわけです。そして、みんな4人、家族6人でしっかりと発達障がいのお子さんたちを、孫さんたちをしっかりと支えていこうと、一生懸命に頑張っているというふうな思いでおられた御家族があったんです。保育園にいつもと同じように先生に、子どもさんをお渡ししてよろしくお願ひしますねということで帰ってきました。

そしたら、児童相談所から電話がありまして、お子さん、預かっているよということを言われたようです。何があったかどうかわからないんで、しっかりとこれはおかしいじゃないですかということも含めて、家族がその児童相談所のほうに話に行きました。急に児童相談所が来て、職員が来て、保育所からそのまま連れていく、こういうことはあり得るんですかね。何も親御さんにも話もしない、そしてその御家族が迎えに行ってもおばあちゃん、大ばあちゃんが迎えに行っても返してくれない。何があったんですかということなんです。本来なら、保育園の園長先生、4月に新しくかわられたらしくて、だから5年間見ていただいていた保育園の園長先生であれば、その子の発達障がいと、そして家庭内の状況、二つ、三つ上のお兄ちゃんがいて、どうしてもけんかをする、その古傷が残ったことによって、その古傷を見て園長先生が判断して児童相談所のほうに話をしたんでしょう。それによって、役所も動かれたんだろうと思います。

ですが、それですぐに保育所へ来て、子どもさんを連れて、そして児童相談所で預かるよ、これはあっていいもんなんですかね。私、ちょっと役所の

人には、県の行政の人にはまことに申しわけない。私、一応納得をしたような話をしました。ですが、やはりその次の日に私は現場へ飛びました。そして、聞いてきました。やはりどっちが正しいか、個人が言うのが正しいか、行政の皆さんが言うのが正しいのか、私、非常に悩みましたよ。もう私は今回質問しない、軽く抑えとくでなという話をしましたが、実際に確認してきたらこんな状況では、私もこれ、最後に今のこの発達障がいのお子さんを持っておられる家庭内を逆に言ったら、地域ではどうなっているかわかりませんが、そういうことはあり得るのかなど。あの人のとこのお子さん、児童相談所に預かれたみたいだよというようなうわさにもなるかもわかりません。一度もそういうことは児童相談所から非難を受けたことのない家族だと、これははっきりと向こうの方は言うておられます。それをいつもあの人たちはあるんだから、もういろんなことも今までやっておられるから、危ないからということで判断をされた、児童相談所はそういうふうな判断をしてきたということを行政には伝えておるんですよ。これは本当に残念なことです。

ですから、向こうの方も、だったら別に私たち行ってもいいですよということはおっしゃいました。今までに児童相談所からあなた、虐待したでしょうというような指導を受けたのかと言ったら、一切ない、これは真実はどこにあるかわかりませんが、どのような対応していたのか、私はそれを聞かせていただきたいなというふうに思います。お願いいたします。難しいかわかりません。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） それでは、私のほうから一時保護の実施につきましてお答えを申し上げます。

児童虐待は、子どもに対する最も重大な権利侵害でありまして、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えることが指摘されているところです。

発生した児童虐待に適切に対応していくには、児童虐待を許さない機運の

醸成を図るとともに、関係機関との連携により、虐待を受けたと思われる児童の情報が迅速に通告される体制を強化していく必要があります。

通告を受けました児童相談所は、子どもの情報を速やかに確認し、適切にアセスメントを行った上で、組織内で児童の安全確保を優先とした対応方針を定め、その方針を、市町をはじめとした関係機関と共有して対応します。

また、児童虐待であるかどうかの判断についてですが、子どもの権利を保護するため、子どもの視点で考えるとともに、安全確保を最優先に、保護者の加害責任ではなく、子どもへの安全責任に焦点を当てた対応を行っているところです。

一時保護の目的でございますけれども、児童の安全を確保し、観察や意見聴取などを通じて必要な情報を収集するとともに、保護者への調査や指導も進め、退所後の円滑な支援につなげていくことにあります。

ただし、一時保護を実施するに当たっては、アセスメントの結果、子どもの安全確保のためには、保護者の意図とは関係なく、可能な限り、早期に保護を行わなければならない場合があります。

その際は、児童福祉法の規定に基づき、児童相談所長が職権で一時保護を行い、速やかに保護者に一時保護をしたことを告知しています。

しかし、家庭によっては、保護者とその発生事実を受け入れることを拒み、児童相談所と対立関係が生じる場合があります。このような場合には、担当者が粘り強く、一時保護の必要性を説明した上で、児童や家庭への支援について、理解と協力が得られるよう日々努力しているところです。

児童相談所では、子どもの福祉にとって最も望ましいのは、保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び子どもとともに生活できることと考えております。

これを実現していくには、保護者の方が再発防止と児童の最善の利益の実現に向けて何が必要かを考え、取り組んでいただくことが重要ですので、今後とも相談対応の向上に取り組むとともに、市町をはじめとした関係機関との連携を進め、支援体制のさらなる強化を図ってまいります。

以上でございます。

〔28番 服部富男議員登壇〕

○28番（服部富男） るるお話をいただきました。これは子ども虐待対応の手引きどおり本質に基づいているんなお話もいただきました。

ですけど、部長ね、これはどこの児童相談所かとはっきり言います。津の児童相談所です。津の市内でも起きている状況もあります。これは横断歩道を小学校の子が通学するのに横断歩道を泣きながら渡ってた、そのときに旗持って一生懸命にやっておられるおじさんがいたんですよ。そのおじさんがどうしたんだと聞いたら、お母さんに叱られたと言って、殴られたんだというような話をしたんでしょう。悪いことをしたから殴ったんか、どこか殴ったかわかりませんが、そしたらそのおじさん、民生委員か何かしておられる人、津の児童相談所に電話を入れて、その場で津の児童相談所に一時保護した、何も聞かないで一時保護した、こういうことが実際に起きていいものか、学校へも行かさないで、その途中で一時保護の児童相談所へ送り届ける、連れていく、これは非常におかしな話だというふうに私は思っています。

その辺のところ、調査をしていただいて、しっかりと対応していただくようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ちょっと1問残りましたが、これはもう来年できるかどうかわかりませんが、またよろしくお願いを申し上げて終結とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 39番 中村進一議員。

〔39番 中村進一議員登壇・拍手〕

○39番（中村進一） 新政みえ、伊勢市選出の中村進一であります。何度登壇いたしましても緊張しております。多分、県民の皆さんの質問の中身によりましては、命とか先ほどの話ではないですけども、生活に関係してくる、そんな思いもあるかもわかりません。今日は、県民の安全・安心をどのようにして守っていくかについて、大きく3点の課題について議論をしまいい



たいと思います。

通告に従って質問をしてみたいと思いますので、知事をはじめ当局には真摯な答弁をお願いしておきたいと思います。

まずは浸水対策、そして港湾整備についてということであります。

いきなり、地元のことで恐縮でありますけれども、平成29年台風第21号によります伊勢市の浸水対策についてお伺いをいたします。

昨年10月に伊勢市は台風第21号で大きな被害を受けまして、1年を超えてまいりました。浸水の状況を振り返ってみたいと思います。

(パネルを示す) 伊勢市で提供していただいた図面であります。あの色の塗られているところが全て床上、床下で浸水した部分であります。伊勢市のほとんどのところが浸水をしている状況がよくわかると思います。

一つ一つ、そのときの写真を提示したいというふうに思います。(パネルを示す) これは近鉄宇治山田駅の前でございます。一斉にこういう状況になってしまっております。(パネルを示す) こちらのほうは伊勢の庁舎のあるあの通りでございます。御本道路ということで、こちらのほうもこうして浸水をしてしまっているところでございます。(パネルを示す) これは伊勢市駅から外宮までの商店街ですね。外宮参道発展会のこの通りもこのように商店街でなく、川になってしまっております。

(パネルを示す) こちら伊勢市のだ真ん中にあります銀座新道商店街。商店街ですが、こうしてかなりつかってしまっております。(パネルを示す) そして、これは少し市内から外れまして、宮川を渡ったところの小俣町の宮前です。先ほど奥野議員に聞きましたら、わしとこは大丈夫やったと言うておりましたけれども、こういう状況になってしまっております。

そういったことで伊勢市の担当者から聞かせてもらいましたところ、昭和49年の七夕台風を大幅に超える累積雨量があったということを聞かせていただきました。時間最大雨量は同じくらいだったんですけども、累積雨量は七夕台風が496ミリに対しまして台風第21号のときは584ミリでありました。被害の状況は、発表されているよりも、倉庫等々を入れるともう1800戸を超

えるということでありました。よく私ども聞きましたのは、多くの車が浸水でだめになってしまった、あるいは車屋さんが新車が全部やられてしまった、またこの日は衆議院議員選挙の開票日でありまして、市民だけでなく開票事務に当たっておりました職員の皆さんの多くも、帰ろうと思ったら浸水被害に遭われて車がだめになった。七夕豪雨と比較して申し上げましたけれども、最近の異常気象の様子を見ますと、これ、また来年、再来年起きてくる、その可能性も非常に高いというふうに思っております。

県は、平成31年度予算の確保に向けました国への展望の中でも、平成29年台風第21号によって甚大な被害を受けた勢田川において、治水対策及び地震・津波対策を推進することと触れていただきました。ありがとうございます。また、早速、浸水被害軽減対策を国、県、市で連携して取り組むために、勢田川流域等浸水対策協議会を設立いただきまして、勢田川流域等浸水対策実行計画を策定して今、とりかかっているというふうに聞いております。これも感謝申し上げたいというふうに思いますが、そこで計画はつくっても、実行がどうなっているのか。いろんな方に聞きますと、国がかなり主導的に、これはもうあんだけの水害だから何とかせないかんじゃないかということで、かなり頑張っていて意欲も示していただいている、市も自分のところの住民を守るために頑張る、そんな思いでございますので、県としてこの計画に対してどうかかわっていかれるのか聞かせていただきたいというふうに思います。

ポイントは、このど真ん中に流れております桧尻川の改修だとか、あるいは汁谷川も桧尻川と同じように甚大な浸水被害を受けたわけでありましてけれども、ここの計画がまだ未整備というふうに聞いておりますので、この部分も含めまして、今の状況、これからどうしていくのか、まずこの点についてお聞かせをください。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 勢田川流域等浸水対策実行計画の進捗状況と今後の進め方についてお答えをさせていただきます。

議員のほうからも御紹介いただきましたが、平成29年台風第21号におきま

して、観測史上最大となります総雨量584ミリを記録し、伊勢市内では、中心市街地を含む広範囲で浸水被害が発生をいたしました。

この浸水被害を受け、国、県、伊勢市で勢田川流域等浸水対策協議会を設置し、台風第21号と同規模の降雨に対して、床上浸水を解消することを目的に、勢田川流域等浸水対策実行計画を平成30年6月19日に策定をしたところでございます。この計画では、5年程度で実施をします短期計画とおおむね20年から30年で実施します中長期計画にそれぞれの取組を位置づけておるところでございます。

まず桧尻川におきましては、短期計画で国が管理する排水機場のポンプ増強が位置づけられていることから、県の取組といたしまして、平成31年度以降実施予定でございました桧尻川の暫定河道掘削を1年前倒しして、今年度から着手することとしています。また、中長期計画に位置づけました護岸整備に向けた用地取得を進めているところでございます。次に、汁谷川につきましては、平成31年度に河川整備計画の策定を予定しており、計画策定後は、具体的な取組をこの実行計画に位置づけた上で、浸水被害軽減対策に取り組んでいきたいと考えてございます。

また、危機管理型水位計につきまして、平成30年8月31日に勢田川と汁谷川での運用を開始をいたしまして、伊勢市内全域では、今年度中に6カ所を設置することとしてございます。

今後も、国や伊勢市と連携をして、実行計画の取組を着実に進め、浸水被害の軽減に努めていきたいというふうに考えてございます。

〔39番 中村進一議員登壇〕

○39番（中村進一） 順調に進めていくというふうに聞かせていただきましたけれども、この桧尻川につきましては、まだ周辺の土地の取得、そういったものがまだ残っているというふうに聞かせていただきました。ただ、ポンプを増やして勢田川のほうへ流していくような、そういう計画につきましては、地元の非常に強い期待を持っておりますので、その辺、ぜひ早く段取りをしていただきたいというふうに思います。

先ほどの話ですと、1年前倒して掘削については、やっていただくというふうに聞かさせていただきましたので、評価したいというふうに思います。

それから、この汁谷川につきましての計画というのは、もう少し具体的に、今までずっとなかったわけでありまして、これは早速、平成31年度からということで、その先の見通しみたいなものがちょっと今、持っておれば教えたいと思います。

○**県土整備部長（渡辺克己）** 汁谷川の河川整備計画につきましては、まだ未整備でございましたので整備に着手をいたしまして、平成31年度には策定を終えたいというふうに考えております。策定を終えて実行計画のほうへ位置づけていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

[39番 中村進一議員登壇]

○**39番（中村進一）** 平成31年度に策定を終えて早速動き出すと、姿が見えてきたというふうに理解をさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、その次に、宇治山田港の関係で質問をさせていただきます。宇治山田港、これは建設機材の供給とか、あるいは海藻の養殖、あるいは貝の採取など、かなり広い範囲で漁業も盛んに行われているところであります。

また、例年秋には愛知県南知多町の篠島から、伊勢神宮に干し鯛を奉納する御幣鯛船が来航いたしまして、昔ながらの船参宮が復活して地域間交流のイベントの一つとなってきております。

しかしながら、近年の集中豪雨、台風、東日本大震災による津波の影響で、土砂等が港の入り口に堆積をしております。そのために、航路の水深が非常に浅くなっておりまして、安全な航行ができなくなっております。特に初めてこの港へ入ってくる方にとっては極めて危険で、漁船やプレジャーボートが浅瀬に乗り上げる、そんな事故も発生していると聞いております。平成26年度から一部の箇所におきましてしゅんせつの着手をいただいているところでありますけれども、ぜひ定期的な実施が必要だというふうに思っております。

あと、堤防とか、あるいはこの地域の護岸がかなり老朽化が進んできております。この航路のしゅんせつとか、あるいは先ほど事故の話を見せてもらいましたけれども、標識灯をつくっていただいたりとか、そういった港の中の本当に危険なのかどうなのか、危険度はどうなっているのか、そういった調査もしていただけるとありがたいなというふうに思うんですが、その辺について考え方をお示してください。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** それでは、宇治山田港のしゅんせつと港湾施設について御答弁をさせていただきます。

宇治山田港のしゅんせつにつきましては、平成25年度から30年度にかけて、湾口部及び今一色地区の航路、そして神社港地内の泊地につきまして、合わせて約8万4000立方メートルしゅんせつを実施をしたところでございます。残る堆積土砂につきましては、引き続きしゅんせつを実施していく予定としてございます。

港湾施設についてでございますが、一色地区におきましては、平成27年度に点検を行いまして、29年度に修繕工事を実施いたしました。今後も定期的に点検を行いながら必要な修繕を実施していきたいというふうに考えてございます。

〔39番 中村進一議員登壇〕

○**39番（中村進一）** ありがとうございます。

先ほどのしゅんせつ、ありがとうございます。土がどうしてもたまりやすい地区なので、これはよろしくお願ひしたいと思うんですが、少し先ほどの船が入ってくる時に、しゅんせつしていただいても浅瀬の部分はかなりありますので、その辺、標識が非常に弱いんじゃないと言われておりますので、その辺、ちょっと調査していただくということはできますか。

○**県土整備部長（渡辺克己）** 標識の設置につきましては、伊勢建設事務所とも調整して検討してまいりたいというふうに思います。

〔39番 中村進一議員登壇〕

○39番（中村進一） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

じゃ、次の質問のほうに参らせていただきます。

社会的養護の必要な子どもに対する支援ということで、いろいろと調査、あるいは関係者の方にお話を聞かさせていただいておりますと、課題の深さ、そして深刻な状況というのがだんだんわかってまいりまして、この課題につきましては、本当にたくさんの議員がここで、特に知事、熱心に取り組んでおられますので質問されている、なぜ皆さんがあんだけ発言されるのかということをよくわかったところでございます。

私、実は随分前になりますけれども、伊勢市役所へ初めて就職したとき、家庭児童相談室というのができたばっかなんで嘱託として採用されまして、児童相談員の方の助手のような仕事を2年間させてもらいました。そのときの経験というのは、本当に後の自分の人生にも非常に影響を与えたというふうに思っております。当時は、主に障がいのあるお子さんの相談が多くて、それを措置をするために、中央児童相談所の方にいろいろと御指導をいただいた、そんな記憶がございます。

それから、随分と年月が流れました。社会は豊かになったように見えますが、子どもたちを取り巻く環境は非常に複雑で、様々な問題が出てきております。先ほどの服部議員のお話もありました、また御両親の病気、そして貧困、虐待、育児放棄などの理由で自分の家庭では暮らせない、そんな環境の子どもが実は増えておるわけであります。

こうした社会的養護を必要とする子どもは、全国で4万5000人、三重県で500人とされておりまして。地域や大家族で支えてきた文化が崩れてきているのかもわかりませんし、その受け皿が児童養護施設であり、里親の制度であり、まさに家庭養育の推進であろうかというふうに思っております。

私は今までも里親のお話を聞きに行く講演会、ちょこちょこお邪魔をさせていただいております。その中で先般10月の28日に三重県が主催していただきました里親シンポジウム、「僕の親は、里親。～子どもの立場から『里親制度』を考える～」というのに参加をさせていただきました。

ここでは、児童養護施設を経験して、そして里子であった方の講演、そして里子の皆さんの体験を交えたパネルディスカッションがありました。皆さんの思いや意見が出されて私は非常に衝撃を受けました。里親制度にずっと長くかかわってきた方たちからも、そういった子どもたちはそんな思いだったんだなという声も聞かれました。感想も含めて議論させていただきたいというふうに思います。

まず、当事者である子どもの思いや声をどのようにして聞くのか。児童養護施設に入所している子どもには、本来支えてくれて、そして甘えさせてくれて、そして家族団らん、そういう親がいない、親から切り離されている、そんな状況ですね。施設の職員さんたちは、一生懸命に子どもさんたちの立場に立って、居場所づくりをしたり、相談に乗ったりといろいろ御苦労いただいておりますけども、なかなか完璧にはならないというふうに思っております。

平成28年の児童福祉法の改正では、子どもが権利の主体であることが位置づけられ、さらに子どもの思いを酌み取ることが大切というふうにされております。子どもたちの思いを酌み取るための今どのような体制をとっておられるのか、まずお聞かせをください。

〔田中 功 子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（田中 功）** それでは、社会的養護を受けている子どもたちの思いを酌み取る、いかに声を聞いているかということについてお答え申し上げます。

県では昨年度、施設退所後の生活状況などを把握しまして、退所後の自立に向けた今後の支援につなげていくために、県内の児童養護施設退所者を対象にアンケート調査を実施したところです。その回答からは、退所後も多くの方が施設の職員と連絡をとっているなど、施設を頼りにしていることがわかってきました。また、入所中に教えてもらいたかったこととしまして、市役所等での各種手続のやり方であるとか、お金の管理、銀行の使い方との意見が多くありました。



高校卒業後の進学につきましては、進学したかったができなかった、あるいは進学するつもりがなかったとの回答が多く、家庭環境や身近に大学等へ進学する先輩が少ないことなどから、進学を初めから諦めている現状が見えてきたところでございます。

一方、議員からも御紹介がありましたが、今年10月28日に開催しました里親シンポジウムでは、里親家庭で育ち独立した方々に、講師やパネリストとして参加してもらいまして、里親家庭の実情について話を聞かせてもらいました。里親家庭におけるふだんの挨拶や温かい御飯をみんなで食べるという、そういった当たり前の日常が大切であったことや、実の子どもと変わらず愛情を持って育ててくれた里親への感謝について語っていただいたところです。

また、里親家庭で暮らしている子どもたちに対しては、自分の境遇を否定的に考えず、夢を持って生きてほしいなどの意見をいただいたところです。

県では、今後とも、施設や里親のもとで暮らす子どもたちの声を聞く機会を設けるとともに、子どもたちの意見を施設や里親支援に取り組む関係者の皆さんとも情報共有しまして、これからの支援の充実に生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

[39番 中村進一議員登壇]

○39番（中村進一） この間のシンポジウム、非常に得るものがあったというふうに理解をさせていただきました。

子どもたちの目線から見たときに、そうやってうちに帰るとというのが、施設の子どもたちは施設に帰るわけでありますけれども、そこには施設の職員がいて、親御さんのかわりをしていただいているということです。

子どもたちから見て後の半分は就学時の子ですと、学校ということになるわけでありますが、学校というのは、こういった社会的養護を必要とするような子どもたちに対しての対応というのは何かあるわけでありますか。

○教育長（廣田恵子） 社会的養護の必要な子どもへの学校における対応でございます。児童養護施設や里親のもとから学校に通う子どもたちについては、



入学時とか入所時等に児童相談所と施設、里親、学校が、これまでの子どもの育ちや学校生活で配慮すべき事柄について、情報共有を行います。

学校においては、施設との定期的な連絡会や保護者との個別面談、施設や里親宅への訪問を通じて、子どもの学校での様子や生活状況というのを互いに共有して、必要な支援や配慮に生かしております。子どもからの悩みや困りごとの相談については、子どもに寄り添いながら、一人ひとりの状況を理解して、必要に応じて児童相談所と連携して支援を行っております。

もう一つ、教職員は、里親などの社会的養護に関する制度やその重要性について理解した上で、子どもたちと丁寧に接していくことが必要です。このために、施設から通学する子どものいる学校では、新しく赴任した教員に、児童養護施設に関する説明会を実施している学校もあります。また、児童相談所等との情報共有の際には、里親制度について理解をするとともに、県立校長会や家庭科教員を対象とした研修会においても、子ども・福祉部と連携しながら里親制度の周知を図っているところでございます。

〔39番 中村進一議員登壇〕

○39番（中村進一） ありがとうございます。

これから社会的養護の必要な子どもの環境が、法も変わってきてかなり福祉畑だけじゃなしに地域とか、それから様々な団体、特に学校なんかも、教育委員会なんかもしっかりと絡んでもらう、そういう地域で、学校で、周りで支えていくような、そんな時代がやってきているというふうに、いろいろこの質問するに当たりまして勉強させていただきましたら、そんな思いも強くなってまいりました。ぜひとも先ほど言っていた学校学校じゃなしに、きちっとした連携をさらに深めて、高めていただきたいなということを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、先ほど少し田中部長から触れていただいたところでありますけれども、私、今回、このケースでいろんな方にお話を聞かせていただきました。里親専門相談員の方とか、あるいは児童養護施設と里親の間を取り持ってきた方とか、元児童相談所の職員とかいろいろ話をさせてもらいました。

皆さんが一樣に心配されておりますのは、今まで施設で、里親もそうですが、けれども、育て、これから18歳になって、あるいは18歳から二十ですね。成人になったり自立するときに、私とこの子どもでしたら私や妻にいろいろどうしようとか、いろいろ相談があるわけでありまして、それから勤めても1年で、この会社、こんなんでどうこうとぶつぶつ言ったりとか、真剣に悩むような、そういうところが依拠があくまでも仮のところという感じもあります。

そんなこともございますので、そういった人たちのアフターケアと申しますか、そういった相談体制というのはどうなっているのか、それから自立するにはお金が要るわけでありましてけれども、そういった経済的な部分、伊勢市では20万円を限度にお祝い金という形で用意をしておるようで、独自施策で持っておるようでありますけれども、そういった部分につきまして、三重県としてはどう考えておられるのかお聞かせください。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（田中 功）** 児童養護施設や里親のもとを離れて進学や就職する際の支援についてお答え申し上げます。

まず相談相手でございますけれども、相談相手はアンケート調査の結果からも、入所していた施設の担当の職員の方であるとか、そういう方々に相談するということが多いというのが出ております。支援のほうでございますが、県では、平成28年度から児童養護施設や里親のもとから独立して、就職や進学をした方が安定した生活基盤を築けるように退所後の生活費や家賃、また入所中の児童を対象に各種資格の取得費を支援するために、一定期間の就業を条件に返済を免除する自立支援資金の貸付を行っております。

また、施設を退所した後も多くの方が施設を実家のように頼りにしていることから、退所者がお盆や正月などの長期休暇の際に施設へ気兼ねなく帰省できるよう、宿泊や食事に要する経費について、施設へ補助を実施してきたところでございます。

一方、児童養護施設退所者を、先ほども紹介しましたけれども、対象とし

ましたアンケート結果からは、施設退所後の進学について考える機会を提供する必要があると考えまして、今年8月4日、5日でございますけれども、施設の子どもたちの進学支援に取り組む民間団体と連携して、全国から施設出身の大学生や施設からの進学を目指す高校生を三重県に招きまして、県内の施設入所児童との交流会と、支援者向けのワークショップを開催したところでございます。入所児童が参加した施設職員からは、これまで将来のことを語ろうとしなかった子どもが、参加後積極的に話すようになり、退所後のことを考えて前向きに取り組むようになったとの感想が寄せられているところでございます。

今後、就職についても、施設出身者を積極的に雇用する事業主などをアドバイザーとして施設に派遣するなど、退所後の仕事について考える機会も提供していきたいと考えています。さらに、18歳到達後措置延長を行いまして、二十の年齢制限により施設を退所または里親等への委託解除となった方のうち、自立のための支援を継続して行うことが適切な場合につきましては、22歳になった年度末まで施設や里親家庭等において生活の場を確保するなど、個々の状況に応じて必要な支援を行う新たな事業を今年度からスタートさせたところでございます。

今後とも、子どもたちが施設や里親のもとから独立した後も安定して生活していけるよう、また相談相手も確保できるよう、施設や里親をはじめNPOや企業関係者など、多くの皆さんと力を合わせ、自立支援の一層の充実に努めていきます。

以上でございます。

[39番 中村進一議員登壇]

○39番（中村進一） かなり進んだ考え方というか、仕組みが始まったというふうに聞かせていただきましたけれども、新しい社会養育ビジョンの中では、18歳以降も、成人してからも、こういったお子さんたちが結婚するまでの期間とか、あるいはお子さんがができるまでの期間だとか様々な状況を、その大人になって親になる、その準備期間も面倒を見ていくべきではないか、

そんなようなことも部分的に表現が記載されているように思いますので、今、22歳までというお話がありましたけれども、そういった部分もしっかりと現状の仕組みについてはきちんと今の各施設、あるいは子どもさんたちに伝えていただくということだし、また国のほうはいっぱい新しいメニューを出してきているようでございますけれども、それを受けてぜひともこの状況を進めていただきたいなというふうに思っております。

それでは、家庭的な養育の推進についてということで、続けて聞かせていただいたいというふうに思います。

厚生労働省からは本当に今、申しあげましたかなりたくさんメニューが都道府県に示されております。中身を見せていただきまして、子ども権利をもっと増やしていこうとかいろいろ出ておりますけれども、新しい社会的教育ビジョンでは、里親の委託率を上げろというふうなことも随分うたわれているようでありますけれども、私はその前に里親制度、まだまだ知られてない、里親と言ったら、えっ、何々とかちょっとやっぱり違う目で見ると、そういう雰囲気があるというふうに思います。里親とふだんかかわっている人たちは自然と里親という言葉が出ますけれども、もうちょっと里親が地域で、社会で普通に入っていける、それぐらいの認知度を上げていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。里親制度を知ってもらうためのその取組、そういったものをどうするのか、あるいは里親制度に関心があって問い合わせをいただいても、それが登録に行くまでは3%、非常に低いというふうに聞いております。

それはどういう問題があるかという、やはり里親って大変だなという、そういう課題があるわけでありまして、里親さんの登録数を増やせば、やっぱりその人たちの相談に乗ってくれる、悩みを聞いてくれる、そういったところも必要じゃないかなというふうに思うんですが、里親制度についてお聞かせいただきたいのと、それから知事は子どもの家庭養育推進官民協議会会長ということで、いろんな場面で知事の思いというのを聞かせていただいておりますし、この場でもいろいろと積極的な思いを出していただい

おります。関係者からは私、聞き取ったところからでは、やっぱり三重県は知事が先頭に立って走っているんでというお話があちらこちらで聞かれましたけれども、知事の現在の思い、こういった国が動いてきたことに対して三重県としてどういうふうにそれに応えていくのか、そんな部分も考え方ございましたらお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点、御質問いただいたうちの前段の里親の制度については後に部長から答弁させますけれども、この社会的養護を進めるに当たっての思いというものを少しお話しさせていただきます。

子どもの家庭養育推進官民協議会、この私、会長をさせていただいておるわけですが、全国で39団体の官民の団体の皆さんと一緒に全ての子どもたちが幸福で愛情豊かな家庭環境の中で成長できる社会の実現に向けて取り組んでいるという、全国初の官民連携組織であります。

取組としてはいろんなことをやっているんですけども、例えばここにフォスタリングマークというのをつくって、これは10月の里親月間で厚生労働省も活用してポスターやリーフレットに掲載してくれました。

日本も1994年に批准しました国連の児童の権利に関する条約、来年で批准から25年となりますけれども、その前文で、子どもは、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきとうたっています。しかし、残念ながら、日本では子どもたちの権利はそのような状態に十分確保されているとはまだまだ言い難い状況であります。

この新しい社会的養育ビジョン、昨年8月に公表されまして、我が国の社会的養育が大きな転換期を迎えている中で、その理念を実現し、次世代を担う子どもたちの権利が守られ、夢と希望を持つことができる社会を実現していくには、官と民が垣根を越えて、社会の賛同を得ながら、一体となった取組を進めることが重要です。どこで生まれ、育とうとも、温かく幸せな家庭環境に守られ、全ての子どもが自らの可能性を最大限発揮できる社会の実現に向け、今後とも全国の仲間と連携を深め、ともに尽力していきたいと考え

ています。

とにもかくにも子どもの最善の利益ということのために、しっかり頑張っていきたいと思います。そして、議員がまさにおっしゃっていただいたように、厚生労働省からいっぱいメニューが出ているわけです。私たちは関係者の皆さんと連携してやり切る覚悟です、やり切ろうと思っています。

しかしながら、この先般、11月19日官民協議会の皆さんとともに、根本厚生労働大臣を訪問しましたけれども、やっぱりしっかりと財源の裏付けも必要です。大臣に申し上げましたところ、要望の趣旨を踏まえて社会的養育等を強力に推進していくと、皆さんと連携しながら進めていきたいという力強いコメントもいただきました。しっかりその、とにもかくにも子どもたちの最善の利益のためにしっかり頑張っていきたいと思います。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） それでは、私のほうから里親を増やすために、里親制度、里親に関する啓発や里親支援につきましてお答え申し上げます。

県では、平成27年3月に三重県家庭的養護推進計画を策定し、家庭的養護の推進に向けた取組として、児童相談センター、北勢児童相談所、中勢児童相談所に里親専任の職員を配置するなど里親支援の体制を強化してきました。

また、県内の乳児院、児童養護施設に配置されています12名の里親支援専門相談員と連携しながら、里親制度の普及啓発や里親リクルート、子どもと里親家庭のマッチング、委託後の家庭訪問等を実施してきたところでございます。

このような取組を受け、里親の延べ登録数は平成22年度末の168世帯から29年度末には234世帯に増加し、また里親等委託率は22年度末は13.8%でございますけれども、29年度末には26.4%に伸びておりまして、全国平均の19.7%を6.7ポイント上回っている状況にあります。

今年度の取組としましては、これまで行ってきました里親説明会や里親出前講座に加えまして、新たに鈴鹿市、亀山市を対象とした集中的な里親制度

の普及啓発を行います、家庭的養護プロモーション事業をNPOと連携し実施しておりまして、具体的には地域で里親啓発イベントを行ったり、中学校区ごとに、同じ地域に住む里親の方から体験談を聞く機会を設けたりなど、里親をより身近に感じ、関心を持っていただく取組を行っているところでございます。

さらに、先ほども出ましたが、10月の里親月間に行いました里親シンポジウムでは、子どもの立場から里親制度を考えることをテーマに、里親家庭で育った方に御登壇いただき、350名の方に御参加もいただいたところです。

また、里親への支援としまして、児童相談所や里親支援専門相談員が家庭訪問等で相談に応じたり、関係機関との連絡調整を行うとともに、里親がより適切に子どもの養育ができるよう、養育力のさらなる向上を目的として、児童家庭支援センターと連携して開催しておりますスキルアップ研修であるとか、子どもの行動に適切に対応する具体的な方法を学ぶことを目的にイギリスで開発されました、フォスタリングチェンジプログラムの研修も引き続き実施しているところでございます。

平成28年の児童福祉法の改正によりまして家庭養育優先原則が定められ、昨年8月には、新しい社会的養育ビジョンが公表されまして、特別養子縁組や里親委託の推進、里親支援事業の強化が示されたところです。今年7月には、厚生労働省から都道府県社会的養育推進計画の策定要領も示され、取組をさらに推進するため、里親のリクルートや研修、支援等を一貫して担いまず里親養育包括支援機関による支援体制を2020年度までに整備することが求められております。

今後、県では、来年度中に関係機関等と意見交換をしながら、県の社会的養育推進計画を作成する中で、里親支援体制のあり方についても検討し、さらなる支援体制の強化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

〔39番 中村進一議員登壇〕

○39番（中村進一） 今、丁寧に説明をしていただきました。



私のほうからもせっかくのこういう場なので、里親という制度がどんなのか、そういったものを少し詳しく答弁の中で入れていただきたいというお願いもしてありました。

先般、私はパネルディスカッションのときに、非常に感動をしましたのは、里親をこれは体験した里親側の意見でこういう言葉がありました。自分が預かった子ですね。この子は一生分の苦勞をした苦しんだ子やと、この子には預かった以上、優しく、楽しみしかないような、そんな生活をさせてやりたい。非常に涙ながらにおっしゃっておりました。

パネラーもプロの専門家でしたけども、彼も涙ぐんでおりましたし、司会者も涙ぐんでおりました。本当に大変な状況であると。けども、普通に暮らせるような、そういった子どもたちがそんな仕組みづくりをしていただきたいと思います。

ただ、知事、元気に余り飛ばし過ぎて今お話出ましたが、現場とか、あるいは財源とかそういったものが整ってないのに、三重県、進めるんやと行ききってしまうと、また現場で苦勞されている方にも大変なことになるというふうに思いますので、その辺も調整しながら大変大事な課題ですので進めていただきますように申し上げておきまして、次の課題へ進めさせてもらいます。

次は大きな質問の3番目、これは伊勢湾の環境保全対策についてでございます。私は、今まで伊勢湾の再生につきましては、海底のヘドロの問題だとか干潟だとか藻場を育成せよとかそんなことを言ってまいりました。また、3県1市の連携なんかも言ってきたんですけども、先般から、この10月には舟橋議員が取り上げていただきましたけれども、マイクロプラスチック対策ですね。この課題については、先般新聞に、東京新聞ですかね、出ておりましたので、その論文を出された四日市大学の千葉賢教授に少しお話を聞いてまいりました。

先般、これは四日市の海岸で、このマイクロプラスチックの調査をされたそうでございます。その結果を彼の論文から借りてまいりました。（パネル



を示す) 向かって右のほうを見ていただきたいというふうに思います。これでわかりましたのは、これ、ふるいでとって海岸に上がっているプラスチックをずっと勘定してやったそうです。

これでいきますと、一番多いのは徐放性肥料プラスチック。これは米なんかをつくる時に、皆さんがまいておられる肥料なんです、あの肥料がゆっくりと地面に浸透していくために、一つ一つずっとプラスチックで巻いてあるんです。そのプラスチックは地面にずっと溶けていくんだと言うんですけども、実はそれがマイクロプラスチックとして残っておるということが、この調査でわかったわけですね。吹きだまりとか風なんかでそんなものがばあっと固まってあつたりするということでございます。これが一番多いわけですね。

そして、その次が発泡プラスチックということで、これは船なんかのブイなんかにやる、あれが波なんかでちぎれてどんどんと碎けてなったやつ。あとは、生活ごみから出る硬質プラスチックと、いわゆるプラスチック製品をつくる材料となりますレジンペレットがあるんですが、これでほとんど95%を占めておるわけであります。

こういうことが先生の調査でわかったわけでありますけれども、とても一つの大学だけで伊勢湾中を調査するのは非常に難しいので、県の考え方を聞きたいのは、こうした状況の中で発生経路の調査なんかもすべきではないか、そしてかつて伊勢湾では国の調査がなされたそうでありますけれども、どのような情報が入っているのか、そしてこれ今のところ、私も国へ行って聞いてきましたけれども、健康への影響というものはっきり出ているわけではない。

ただ、このままでは心配なんで、そういった県としてそういう健康への調査なんかを考えられる気があるのか、あるいは四日市大学の調査結果では、農業、漁業あるいは県民、企業、こういったところが連携してなす必要があるんじゃないか。先ほど申し上げましたように、徐放性肥料ですと、農協とか農家の人にそこら辺の話をできるのか、あるいは発泡スチロールが多い漁

協、農業者にどうなのか、あるいはプラスチックごみの管理、不法投棄、そういうものをもっと力入れていくべきではないか、あるいはプラスチック製品の加工過程からもし、こういうものが出るとしたら、その辺の対応、どうなのか、これは国に対してどう要望していくのか、そしてこれからごみゼロ方針など、あるいは環境基本計画など、こういったところに入れていく考え方、おありなのか、その点についてお聞かせをください。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 県のマイクロプラスチック対策についてお答え申し上げます。マイクロプラスチックにつきましては、国内外でも確認されておりまして、生態系に影響するといった懸念から、国際的にも関心が高まっているところでございます。

国におきましては、平成27年度に東京湾、それから駿河湾、伊勢湾で海中のマイクロプラスチックの状況につきまして調査がされておりまして、伊勢湾におきましても存在が確認されておりまして、その99%以上が、廃プラスチックが紫外線や波の影響によって細かくなったものであるという報告がされています。

それから、先ほどスライドでも御紹介いただきましたとおり、四日市大学が今年度調査をされまして、御紹介ありましたように、農業系肥料のプラスチック片であったり、発泡プラスチック片といったものが大半を占めるというような調査結果が出ております。

県におきましても、平成22年度に伊勢湾内の14海岸におきましてプラスチックの原料であるレジンペレットの調査を実施しております。平均いたしますと、1平米当たり70個のレジンペレットやその他の微細なプラスチック破片が確認されております。

まず一つ、そういった調査を今後どうするのだというお話ございました。四日市大学等の協力も仰ぎながら、県としてさらなる調査が必要であるかどうか、こういったものにつきましては検討していきたいと考えております。

それから、マイクロプラスチックにつきましては、先ほどの国や、あるい

は四日市大学の調査でもわかりますように、生活系から農業や漁業を含む事業系まで様々な発生源がございます。ただ、海洋中のマイクロプラスチックを回収するという事は非常に難しいというところがございます。

このため、大事なことはマイクロプラスチックの使用抑制、あるいは廃プラスチックの発生抑制や回収など、こういった効果的な対策を講じていくことが必要であると考えておりました、今後、発生源を見極めながら適正管理等を働きかけていることが必要であると考えております。

本県では、平成23年度に策定いたしました三重県海岸漂着物対策推進計画に基づきまして、プラスチックも含めた海岸漂着物対策に取り組んでおります。普及啓発の取組といたしましては、今年度は、海岸漂着物問題のPR映像を制作いたしました、映画館での上映や、インターネットによる配信などを行っております。

また、平成20年度からは海岸や河川等での清掃活動、こういったものを促進するために、伊勢湾森・川・海のクリーンアップ大作戦を展開しております、ここでは個人やNPO団体だけでなく、企業の環境保全活動としても取り組んでいただいております。

それから、このプラスチックに係る対策といたしましては、国におきまして、今年度策定された第4次循環型社会形成推進基本計画を踏まえまして、プラスチックの資源循環を総合的に推進するためのプラスチック資源循環戦略というものが今年度、策定される予定でございます。

本県では、昨年度に、企業、処理業者及び行政で構成する三重県プラスチック地域循環研究会を設立し、県内で排出される使用済みプラスチックについて、地域内でのリサイクルの推進に向けまして、関係者間での循環の仕組みづくり、あるいは再生材の高付加価値化を図るための研究を進めております。

今後の取組でございますが、国の動向も見ながら、県内におけるプラスチックの排出状況や処理状況を詳細に把握し、再生利用や適正処理を進めるための施策について検討するとともに、マイクロプラスチックに関する情報

を関係部局と共有いたしまして、多様な主体と連携しながら、効果的な対策に取り組んでまいります。

また、国が策定いたしますプラスチック資源循環戦略を踏まえまして、県廃棄物処理計画をはじめとする関係する計画の改定の際には、プラスチック対策に取り組むように検討してまいりたいと考えております。

答弁、以上でございます。

〔39番 中村進一議員登壇〕

○39番（中村進一） 今、国のほうでも今おっしゃったような計画を立てておられるというふうに聞いてまいりました。かなり詳細な内容を今、調整されている最中だというふうに聞いておりますので、ぜひ国の動向も見えていただきたいというふうに思います。先ほど話ありましたように、四日市大学の先生が、まだ限られたところではありますけれども、全体で調査をすると、また農業の盛んなところ、あるいは漁業の盛んなところ、三重県の伊勢湾の周辺というのは、それぞれちょっとずつ状況も違いますので、その辺、ぜひとも県として協力をして一緒に調査していただけるように要望をしておきたいというふうに思います。

伊勢湾の関係で次の質問をさせていただきます。宮川流域ルネッサンス事業についてということで質問させていただきます。

今のプラスチックの話もそうでありますけれども、伊勢湾の浄化に大きな役割を果たしてきている日本一の清流宮川。その宮川は、三重県が音頭をとって、流域の伊勢市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町が連携して、宮川流域ルネッサンス協議会を構成いたしまして、宮川流域宣言に基づきまして守られてきております。宮川流域宣言には、宮川は、清らかな水のせせらぎにはじまり、多くの支流が集まり、大河となり、伊勢湾に注いでいます。悠久の歴史を刻む宮川は、流域の先人が歩んできた文化、産業、経済の礎であり、私たちの貴重な財産であるとの認識を持ち、将来にわたり美しく豊かな川として守り続けなくてはなりません、そのように上っております。

そんな中で健全な水環境、あるいは豊かな自然の保全、再生、魅力ある地域づくりということで、こういった自治体、そして宮川を愛する団体、個人がかかわってきたわけではありますが、実は今、ここのホームページを見ますと、こういうことが書いてあります。ここの活動拠点ではありますが、阿曾小学校の跡を利用しているんですが、エコミュージアムセンター宮川流域交流館たいきというのがあるんですが、これが閉鎖をすると、そういう記事がホームページに上がっております。

それと、こういったたくさんの方々の活動を見ることができる、こういう宮川プロジェクト活動集とありますが、（冊子を示す）2015というのは、2015年でとまったということです。2016年以降はこれはもうつくられていない、ホームページを見てください。どこかの広報みたいな感じではありますが、そんな状況になっております。

これからこの宮川プロジェクトの事業についてどういう考え方をお持ちなのか、もう閉鎖してしまうつもりでそういうことをしているのかどうなのか、ちょっと聞かせてください。

〔鈴木伸幸地域連携部長登壇〕

**○地域連携部長（鈴木伸幸）** 宮川流域ルネッサンス事業の現状と今後の取組ということでお答えをさせていただきたいと思います。

宮川流域ルネッサンス事業は、宮川流域が持つ豊かな自然や歴史、伝統、文化を守り、次世代に引き継いでいくことを目指して、平成9年度から地域と連携・協働して推進してきた事業でございます。議員おっしゃいましたように、平成23年には、宮川流域宣言が発表されまして、今現在は宮川流域ルネッサンス協議会を中心に地域が主体となった取組を推進をしておるということで、今現在は、平成27年度から30年度までを取組期間とします宮川流域ルネッサンス協議会事業方針に基づきまして、宮川流域子ども川サミットなど、子どもたちを対象としたイベントの開催ですとか、宮川流域案内人による行事の広報、ホームページによる情報発信、植樹、水質のチェックなどに取り組んでおるところでございます。

今後、魅力的な宮川流域づくりを進めていくためには、流域での多様な地域活動が持続性を持って、自立的に進展していくことが大切であると考えております。こうした考え方を踏まえまして、今年の11月に開催されました協議会の総会におきまして、平成31年度から34年度までの次期事業方針が策定をされたというところでございます。

県としましては、引き続き、協議会の構成メンバーとして、宮川流域の魅力を発信するとともに、住民の皆さん等が主体となった活動が持続できるよう支援していきたいと考えております。

以上でございます。

[39番 中村進一議員登壇]

○39番（中村進一） 県としては引き続きこの事業は続けていくというふうな答弁をいただきましたので、要望としては、ぜひ中心になるエコミュージアムセンターにかわるものをぜひ探して、今飾っているものを皆各市町へ持って帰るというふうなことを言うておりますが、その辺、続けていただくということをお願いをさせていただきまして、時間が参りましたので、これで質問を終結したいというふうに思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

木津直樹議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。41番 中森博文議員。

[41番 中森博文議員登壇・拍手]

○41番（中森博文） 済みません。あとしばらくおつき合いのほどよろしくお願ひ申し上げたいと思います。議長のお許しをいただきましたので、自由民主党県議団、名張市選出の中森博文でございます。

最近、某代議士の枕言葉にも使われていますけれども、国道422号が完成しました。いよいよ次は国道368号の番ですと、こういうのが伊賀地域ではやってきておまして、多くの方々、関心を持っているところでございます。先ほど午前中に木津直樹議員、伊賀忍者市選出から国道368号の4車線化に

についての伊賀市内の状況についての御質問をいただいたところでございます。

国道368号につきましては、朝夕の通勤はもとより、関西からの物流とか観光路線、またいろんな重要な路線の一つでございまして、非常に関心の高い道路でございます。

また、救急車が通る、輪番制のこともありましたけれども、先ほど近々岡波総合病院が移転し、国道368号沿線上に新たな拠点をつくり、開院をされる準備をすることと聞いているところでございまして、さらに国道368号の役割が大きいのではないかなど、このように感じているところでございます。

さらには、災害時の緊急輸送路としても重要な路線でございますし、伊賀地域の要としているところでございます。

そこで、先ほど木津議員からは大内の伊賀工区拡幅についての進捗についてお聞きしたところでございますが、名張市内の現状と今後の進捗見込みの御所見をお伺いします。

**○県土整備部長（渡辺克己）** それでは、国道368号伊賀名張工区の名張市内での現状と今後の進捗の見込みについてお答えをさせていただきたいと思っております。

国道368号伊賀名張工区につきましては、名張市内で安場交差点から蔵持町原出交差点までの約4.8キロメートルの区間の4車線化整備に取り組んでいるところでございます。整備する順番につきましては、整備による効果が大きい区間から順次進めておるところでございます。

左折車両が渋滞の要因になっていました安場交差点におきましては、平成27年3月に交差点改良を行ったことによりまして、渋滞緩和が図られたところでございます。

現在は特に渋滞の著しい桔梗が丘駅口の交差点から里交差点までの約640メートル区間の整備を進めておりまして、昨年度、桔梗が丘跨線橋上部工工事の発注を全て終えたところでございます。

今年度は上部工工事を引き継ぎ進めますとともに、橋梁前後の道路工事と舗装工事に着手していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

〔41番 中森博文議員登壇〕

○41番（中森博文） ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

名張市内には国道368号、4車線化がこうつながっておりまして、さらに4車線化ではないんですけども、国道368号の拡張改良工事につきましても進めていただいているところでございます。名張市内には上長瀬工区というのがございまして、そこの改良工事については若干今、停滞しているのではないかなというなお声を聞いているようなところございまして、やはりこれは重要な路線の一つでございますし、今後の進捗についても国道368号の上長瀬工区の進捗についても、その見込みについてお聞きをしたいと思えます。

○県土整備部長（渡辺克己） 国道368号の上長瀬工区の状況について御説明申し上げます。

上長瀬工区につきましては、平成28年9月に新布施橋を含む約0.4キロメートルの区間を供用いたしまして、これまでに約1.1キロメートルの整備が完了しておるところでございます。

昨年度につきましては、旧橋となりました布施橋の撤去につきまして、設計及び関係者との協議を進め、今年度は布施橋の撤去工事に着手をしておるところでございます。先ほど御答弁申し上げました伊賀名張工区と合わせまして、早期の供用に向けまして引き続き整備に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

〔41番 中森博文議員登壇〕

○41番（中森博文） ありがとうございます。国道368号は、さらには上長瀬から行き先は津市美杉町太郎生につながってございまして、多くの方々が伊賀地域、名張市のほうに津市の方々が来ていただいているような道路でもございますので、太郎生工区とも合わせてよろしくお願いを申し上げたいと思



います。

木津議員の一句については関連できませんので、心中お察し申し上げながら、木津議員の御心境はそういう状況だったなというふうに感じながら思いました。

これ、冗談ではないですけどね。もともと伊賀管内は1区やったんですね。話かえましたけどね、1区。津市がもともと1区だったんですけど、2区につながるということで2区と1区というのは、この国道368号でつながっているのかなというふうにも感じながら、ふと青木議員と仲よくせなあかんのかなという話が先ほど言うてましたので、よろしくお願いを申し上げながら、この伊賀地域やら津市やら三重県の発展に国道368号がかなり役割が大きいんではないかと、このように感じております。今後ともよろしくお願いを申し上げますまして、私の関連質問は終了いたします。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（前野和美） 以上で県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（前野和美） お諮りいたします。明6日から19日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前野和美） 御異議なしと認め、明6日から19日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

12月20日は、定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○副議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後3時9分散会